

令和3年第3回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

令和3年9月13日（月曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第39号議案 幸田町個人情報保護条例及び幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

第40号議案 幸田町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

第41号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について

第42号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第43号議案 字の区域の変更について

第44号議案 和解について

第45号議案 工事の請負契約について（鷺田住民広場整備工事）

第46号議案 財産の取得について（消防ポンプ自動車CD-I型）

第47号議案 令和3年度幸田町一般会計補正予算（第2号）

第48号議案 令和3年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第2号）

第49号議案 令和3年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

第50号議案 令和3年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

第51号議案 令和3年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

認定第1号 令和2年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和2年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和2年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和2年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和2年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 令和2年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 令和2年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 令和2年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

認定第9号 令和2年度幸田町下水道事業会計決算認定について

日程第3 決算特別委員会の設置について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 田 境 毅 君 2番 石 原 昇 君 3番 都 築 幸 夫 君
4番 鈴 木 久 夫 君 5番 伊 澤 伸 一 君 6番 黒 木 一 君
7番 廣 野 房 男 君 8番 丸 山 千 代 子 君 9番 稲 吉 照 夫 君
10番 杉 浦 あ き ら 君 11番 都 築 一 三 君 12番 水 野 千 代 子 君
13番 笹 野 康 男 君 15番 藤 江 徹 君 16番 足 立 初 雄 君
欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	成 瀬 敦 君	副 町 長	大 竹 広 行 君
教 育 長	小 野 伸 之 君	企 画 部 長	成 瀬 千 恵 子 君
参事（開発担当）	上 原 智 史 君	総 務 部 長	志 賀 光 浩 君
参事（税務担当）	山 本 智 弘 君	住 民 こ ど も 部 長	牧 野 宏 幸 君
健康福祉部長	林 保 克 君	環 境 経 済 部 長	鳥 居 栄 一 君
事業調整監兼建設部長	羽 根 洸 志 君	教 育 部 長	吉 本 智 明 君
上下水道部長	石 川 正 樹 君	消 防 長	小 山 哲 夫 君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山 本 富 雄 君

○議長（足立初雄君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（足立初雄君） ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 志賀光浩君 登壇〕

○総務部長（志賀光浩君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

質疑事前要求資料につきまして、お手元に本日配付させていただきましたので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

〔総務部長 志賀光浩君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者14名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（足立初雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、3番 都築幸夫君、4番 鈴木久夫君の御両名を指名します。

日程第2

○議長（足立初雄君） 日程第2、第39号議案から第51号議案までの13件と、認定議案第1号から認定議案第9号までの9件を一括議題とします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順とします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

初めに、第39号議案の質疑を行います。

8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 第39号議案でございますが、5月にデジタル関連法が改正をされました。それに伴っての条例改正であります。このデジタル社会の形成を図る整備法案、この法案に盛り込まれた内容について、まずお聞きしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） デジタル社会の形成を図る整備法案に盛り込まれた内容につきまして、御説明させていただきます。

まず、デジタル改革関連法案の全体像といたしまして、多様な国民が、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選択でき、幸せを実現できる社会、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を旨といたしまして、10の原則を大方針としております。

まず、1つ目といたしまして、オープンで透明性であるということ、また公平性で倫理性を保つということ、また安心・安全を構築していくということ、それから継続・安定・強靱であるということ、また社会課題の解決に向けてということ、それから迅速で柔軟な対応ができるということ、また包摂・多様性ということで、これは、あらゆる人がどの環境においても柔軟に利用できるという構築をしていくということでもあります。また、浸透ということで、分かりやすいデジタル化を目指すということ、また新たな価値の創造ということで、官民のデータ資源を最大限に活用して推進をしていくということ、最後に飛躍・国際貢献ということで、圧倒的便利さを実感するデジタル化の社会を実現していくという10の原則を大方針といたしまして、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が示され、それらを進めるためにデジタル改革関連法案が公布をされた経過がございます。

また、今回この方針の下ですけれども、条例の改正となっております内容としまして、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案に盛り込まれました主な内容としまして、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報

報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度につきましても、統合後の法律において全国的な共通ルールを設定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化をするということ。また、マイナンバーを活用しました情報連携の拡大、推進等により行政手続の効率化、またマイナンバーカードの利便性の向上等オンライン手続の推進により国民手続負担の軽減を図る内容となっております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） いろいろ言われたわけでありましてけれども、今回の条例改正につきましては、3つの個人情報を統合することによって自治体独自の保護措置、これがどうなるのかということでありまして。先ほどの説明の中で、全国的に一元化をしていくんだよということでも連携、このことが大きく言われているわけでありまして、また柔軟に対応するというようなことでもございますけれども、今まで自治体による個人情報の保護というのは、これはかなりきつく守られてきたわけでありまして。しかしながら、今回のこのデジタル関連法によって自治体の保護制度が一元化していくということになりますと、これは情報の漏えい、それから個人のプライバシーや自己情報のコントロール権がなくなってくるのではないかというふうなことも言われているわけでありまして、その辺のところはどのように自治体によって保護されていくのか、これが一つの大きな取組ではなかろうかというふうに思うわけでありまして。法律の下での個人情報保護、これを自治体独自でやはりきちんと取り組まなければ、個人情報が漏えいしてしまう危険性があるということでもありますので、その辺のところはどうなるのかということでもございますが、これについてお伺いをいたします。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立が要請をされている中でございますけれども、現状におきましては、団体ごとの個人情報保護条例の規定でありますとか運用の相違がありまして、それらがデータ流通の支障となり得るということがございます。また、団体によっては、求められている保護水準を満たしていないという自治体もあるというような現状がございます。

今回の概要といたしましてですけれども、個人情報の取扱いにつきまして、国・地方公共団体・民間部門とも同じ規律を適用するということが、また地方公共団体における個人情報の取扱い等に関しまして、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行うということ、また地方公共団体は、個人情報の取扱いに関しまして、個人情報保護委員会に対し必要な情報の提供又は助言を求めることが可能とするということでもございます。

国と同じ規律を適用するということがございますが、国におきましては、個人情報の適正な取扱いを確保するために、地方公共団体にそのための準備ということで必要な助言又はガイドライン等を行っていくということでも聞いております。そして、特に必要な場合に限りましては、地方公共団体の条例で、独自の保護措置を規定することができるということとしておりまして、その条例を定めたときには、その旨とその内容を個人情報保護委員会に届出をするという措置が設けられております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 自治体独自に個人情報の保護を定めることができる、これがやは

り重要ではなかろうかというふうに思うわけであります。

今までも個人情報保護条例につきましては、国の保護水準を超えるルール、これを独自に作っている自治体、幸田町でもそうであります、いわゆる個人情報のオンライン結合、こういうのを原則禁止にしている。それから、ほかの自治体との共通のいわゆる供用をしないと、そういうことを言われてくる中で、これが先ほどこの3つの個人情報を統合することによって全国的に一元化をしていくということであるならば、情報のデータの流通が図られるということではないかというふうに思うわけであります。ですから、個人情報の保護、この観点に重きを置いてやっていくことが重要だというふうに思います。

今回、マイナンバーの利用が拡大をされる、そういうことでこの集積した情報の漏えい、この危険が高まる危険性がより一層高まってきたのではないかとというふうに思うわけであります。この点についてはどのようにやっていくのか。先ほど言われましたように、自治体独自の個人情報の保護を国基準以上に取り組みと、この辺に重きを置く必要性があるというふうに思いますが、その点についてお尋ねしたいと思います。

また、マイナンバーの利用が拡大されることで、いろいろなところでデータの流通が行われてくる。それは、いわゆる自治体であり、また企業であり、いろいろなところと結びついていく。そのためには企業のほうがもうけの対象になってくるのではないかと、この辺も危惧をされているわけでありまして、それについても見解を伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） マイナンバーの利用によりまして、情報の漏えいの危険が高まるのではという御意見をいただいております。今回のデジタル社会の形成に当たりまして、個人情報の漏えいを防ぐということ、このセキュリティー対策をしっかりしていくということこのところは一番重要なことだというふうに考えております。ただ、今回の法改正の目的の一つといたしまして、マイナンバーを活用した情報連携の拡大により、行政の事務の効率化ですとか、またマイナンバーカードの利便性の抜本的な向上ということを目指しているわけですが、様々な行政手続におきまして、現状といたしまして必ずしもデジタル化が進んでいるという状況ではなく、現在でも対面、郵送での手続が必要となっていることとありますとか、紙ベースでの処理が行われているということで、行政機関、また事業者の皆様、それから住民の皆様に大変手続の負担が多いという、こういった現状ではあるということとございます。

これらの利便性を高めるために、9月1日にはデジタル庁が発足をいたしました。マイナンバーカードの利用に関すること、また情報提供ネットワークシステムの設置管理、こういった基本的な方針の作成と推進をしていくということで、市町村のほうにもデジタル化の推進と情報管理をしっかりしていくこととしております。このほか、個人情報保護ですとかデータ流通の両面の必要性を全国的な共通ルールを法律で設定していくということ、また法律の的確な運用を確保するために、国がガイドラインを策定するという、それから個人情報の取扱いに関しましては、個人情報保護委員会に一元化し強化をしていくということと聞いております。こういった中で法律の範囲内におきまして、

必要最小限の独自の保護措置を許容するという方向性も先ほど申し上げましたがございますので、こういったところで慎重に取扱いをしまいたいと思っています。

また当然のことながら、申請者の皆様、また事業者の間での個人情報の利用のやりとりにつきましては、本人の同意を大前提としている状況でございます。いずれにいたしましても、マイナンバーの利用の促進、情報連携を図っていくことは必要ではあります。併せて個人情報の保護、管理についても慎重に対応していかなければならないというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） マイナンバーの情報連携と言われますけれども、その情報連携と柔軟に対応していく、このことは、やはり、先ほど言われた個人情報保護という観点からはかけ離れるのではないかというふうに私は思うわけであります。

そこで、この適正運用、監視が必要だということでデジタル監視社会に反対する法律化ネットワーク、ここのところが個人情報保護を確立するために必要な法改正と法の適正な運用を求めるといった意見書を出しております。その中で、プライバシーは表現の自由と民主主義の基礎になっているということを強調しながら、デジタル庁が国や地方団体が扱う個人情報を共通使用化して一元管理する。これによって、捜査機関やほかの行政機関などが情報の共有が可能になるというふうに、先ほど説明でもありました、そのようなことであります。そのことによって、マイナンバーカードにさらに免許証や健康保険証など、この個人情報が全てマイナンバーによって明らかになってくる。この危険性があるということで、これをどう保護していくのかということが、やはり自治体の国と同じ水準以上の保護、これが必要であるというふうに述べているわけでありまして、それについて町としてはどのように対応していくのか、これについてお尋ねしたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 個人情報の保護という点につきましては、先ほども申し上げましたが、慎重に対応していかなければならないというふうに考えております。データ流通に関しましては、行政機関で匿名加工情報の取扱いに関する規律をきちんと明確にしていくということでございますけれども、やはり個人情報という観点で、非常に住民の方に不安とかそういったものも感じておられる方もいらっしゃるのではないかとこの点には思います。この点につきましては、国の動向をきちんと把握をしながら、幸田町の現状と照らし合わせてしっかりと慎重に進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 慎重に対応していくということでもあります。ということは、国と同じ水準ということではなくて、それ以上にやはり個人情報を保護していく、これについて上乗せをしていくと、そういう考え方に立つということによろしいでしょうか。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 個人情報の保護に関しましては非常に重要なことでございますし、これまでもそのように取扱いをしまりました。ただ、今回の国民の利便性を

高めるといふ点につきまして、これは国の基準のほうをしっかりと見て、今現在の状況でそれ以上のものという結論は出ておりませんが、しっかりと状況を見てまいりたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 今は国の水準と同じだというふうに言われました。これから、それ以上に個人情報を保護していくことについては、しっかりと勉強をしていきたいということでございますので、さらにこの件をきちんと調査をしながら、個人情報の保護に努めていただくようお願いをして、終わりたいと思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 議員がおっしゃられるとおり、しっかりデジタル化の今回の法案に基づき、今後、国の個人情報の取扱いがどのようになっていくかということをしつかり把握して、住民の皆様に御不安がないようにしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第39号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第40号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第40号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第41号議案の質疑を行います。

8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 今回、マイナンバーカードの発行についての一元化に関わる問題であります。

9月1日からデジタル庁が発足をいたしました。このことによって、このマイナンバーが地方公共団体情報システム機構がカードの発行主体となるわけでありまして、この委託先、それと手続はどうなるのかということでもあります。このことによって、幸田町の手数料徴収条例が一部廃止をされてきますので、その点について今現在どのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 今、議員がおっしゃったとおり、今回のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、この法律によりまして、これまで市区町村の委任を受けてマイナンバーカードを発行してきた地方公共団体情報システム機構、通称J-LISといいますけれども、このJ-LISが9月1日からマイナンバーカードの発行主体となりました。これは、マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化を図るものであります。

本町におきましては、これまで市区町村が徴収してまいりました再交付手数料、これにつきまして発行主体となったJ-LISから委託を受けて、引き続き市区町村が行うというふうになりましたので、本町の窓口での手続はこれまでどおりで、事務の取扱いにつきましては何ら変更はございません。

ただ、本町が徴収した後の現金の取扱い、これについては変更がございます。徴収いたしました再交付手数料は、これまで本町の一般会計、こちらの歳入として受けてまいりました。それが9月1日からは、一般会計には入れずに、歳入歳出外現金ということ一旦本町が保管をしまして、J-L I Sから請求が参りましたらJ-L I Sのほうに納付するというような流れ、取扱いとなります。ちなみにJ-L I Sと本町との委託契約は、令和3年8月4日付で締結をしております。

以上です。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） J-L I Sと8月4日付で契約を交わしているということですが、この9月1日からデジタル庁が設置されたことによって、マイナンバーカードの取扱いが、これは直接ということで委託をしていくということでもありますけれども、何ら変わらないということだったわけですが、これは聞くところによりますと、郵便局でカードの発行とさらに更新をしていくということのようでございますが、今の説明では何ら変わらないよということだったわけです。これから歳計現金として管理をして直接支払うということもございますけれども、そうしますとほかで説明をされていたこと、国がこのようにしていくというような流れとは若干違うように感じるわけがございますけれども、その辺はどうなっているのかということでございます。

これが9月1日からの実施であります。現在のマイナンバーの発行状況でございますけれども、これが今現在どうなっているのかであります。これについてお聞きしたいということでございます。

それから春頃に、直接国のほうというかJ-L I Sだと思うんですけれども、郵送によってマイナンバー取得を促す、そういうような取組がされたわけがあります。それによって住民の方たちが結構窓口に来て、1か月ほどの期間を要してマイナンバーカードを受け取ると、こういうようなことがなされておりましたけれども、直接国のほうからそのようなマイナンバーカードの発行を促す施策も行われているわけがありますけれども、それがどのように発行件数に関連してきたのか、この点についてもお伺いしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） まず、郵便局が今回の法律によって、再交付ですかね、取り扱うようになったんじゃないかということだと思うんですけれども、これにつきましては、今回のJ-L I Sが発行主体となったというのは、先ほど申しましたマイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化を図るものということでもありますけれども、これとは別にマイナンバーカードの利便性の抜本的向上というものが今回の法律のほうには盛り込まれております。この中にマイナンバーカードに記録される電子証明書の発行・更新等に係る事務を郵便局でも取り扱うことができるようにするというような取組・施策があります。このことを言うておられるんじゃないかなと思うんですけれども、郵便局で取り扱う事務の中には、今回の条例改正の関係でありますマイナンバーカードの再交付という手続につきましては含まれてございません。これの郵便局が取り扱う事務が今後どういうふうになっていくかということについては、まだ本町のほうに情報の

ほうがございません。今後、国のほうから何らかの形で示されるものというふうに認識をしているところでございます。

ちょっと先ほど私の説明がまずかったかもしれませんが、これまでマイナンバーカードの発行というのは、市区町村が発行することにはなっていたんですけども、実際に発行のそういったことをやっていたのはJ-L I Sです。ですので、市区町村がJ-L I Sに委託というか、委任と言ってますけど、そちらにお願いをしてマイナンバーカードを発行していただいていたというのが、9月1日、この法律によってJ-L I Sがもう主体的にマイナンバーカードを発行していくよというふうになりました。ですので、そもそもマイナンバーカードを発行するのはJ-L I Sですよ。ただ、その再発行の手数料を徴収するのは今までどおり市区町村がやっていくと。ただ、発行するのはJ-L I Sですので、J-L I Sからその委託を町が受けて、再交付手数料の徴収のほうをしていくというふうな位置づけが変わっただけということで、窓口の住民に対する取扱いについては何ら影響がないということでございますので、よろしくお願ひします。

それから、現在のマイナンバーカードの発行状況ということでございます。8月1日現在ですけども、マイナンバーカードの総交付枚数につきましては、本町が1万3,334枚で、人口に対する交付率でありますけれども31.3%という状況であります。このうち再交付の状況につきましては、令和3年度の7月までですけども20枚、うち今回の条例改正に影響する有料の部分につきましては10枚、令和2年度が204枚、そのうち有料が46枚、令和元年度につきましては39枚、うち有料が18枚という状況であります。この中の有料につきましては、紛失、なくしたという場合は有料で取っております。それ以外の有効期間が満了した場合ですとか、カードの追記欄のほうの余白がなくなった場合、こういった場合の要は更新は無料というような取扱いになっております。

令和元年度の39枚から2年度は204枚というふうに急増しております。これにつきましては、マイナンバーカードが始まって5年ということで、20歳未満の有効期間満了に伴うカードの更新が始まったということと、それから特別定額給付金のオンライン申請がありましたので、その際に既にカードが紛失していたというようなことが考えられます。

J-L I Sが交付率の向上をということで申請書をそれぞれ送られたと思います。これによって増えたかどうかは分かりませんが、マイナポイントがあったということで、本町につきましても交付率が伸びているというふうに認識をしているところでございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） やはり、マイナポイント絡みでもマイナンバーカードが増えているということでございます。

9月1日から変わったことによっては、ちょっと状況が言われなかったわけでありまして、今現在の状況では今までと同様に町で手続をやっていくということでありまして。そうしますと、J-L I Sから委託をされているわけでありまして。8月4日にJ

ーL I Sと委託締結を行ったということですので、その委託料、これというの
はどのようになるのかということでもあります。これは一般会計に入ることであり
ますか。

○議長（足立初雄君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） J-L I Sと本町との委託契約に係る委託料というこ
とでございます。J-L I Sに対する委託料、こちらのほうは無償ということで、ござい
ません。再交付に係る事務費ですね、そちらのほうは国のほうから国庫補助金として
いただきますので、J-L I Sに対する委託料はなしということになっております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 9月1日からの状況を説明を受けてなかったものですから、お答
えいただきたい。

それから、J-L I Sというのは国の機関ではないわけですよ。そこと委託契約を
しながら無償提供をしているということは何でしょうかということでもあります。やはり、
幸田町の窓口を通してやるわけでありますので、いわゆる委託契約を結んで、そして、
そのマイナンバー発行に関わる事務をやるわけでありますので、本来で言えば委託料と
いうのがJ-L I Sによって発生するわけじゃないですか。これから郵便局と委託契約
するなら郵便局との委託料があるわけですので、自治体だから委託料が要らないという
問題ではないというふうに思いますけれども、その辺のところはどうなっているのかと
いうことでもあります。再交付にいたしますと国庫補助金であるということではありますが、
その辺が国となあなあ関係になっているというふうに言わざるを得ないというふうに思
うわけでありますが、その辺はいかがなのでしょう。

○議長（足立初雄君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 本来、委託を受けて行うということですので、再交付に
係る事務の委託料を頂けるといふことなんですけれども、今回のこのJ-L I Sとの契
約においては無償ということで委託料を頂けないと。その代わり国のほうから国庫補助
金として相当分は頂くという形で、それについては今までもそういった形で国のほうか
ら事務費補助金ということで、マイナンバーカードに係ることについては補助金を頂い
てまいりましたので、そういった形で今後も国のほうから補填されるということで認識
をしております。

○議長（足立初雄君） 9月1日の実施の状況について。

住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 9月1日の実施の状況ということですが、マイナ
ンバーカードの交付状況については先ほど申し上げたとおりです。9月1日の実施の状
況ということですが、窓口といたしましてはこれまでの事務と何ら変わりはない
ものですから、特に9月1日から何か変わったということはありません。ただ、受け
取ったお金を今後一般会計に入れずに歳入歳出外現金として一時保管していくという
ところが変わってくるということですのでよろしく申し上げます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第41号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第42号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第42号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第43号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第43号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第44号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

- 5番（伊澤伸一君） 今回の場合は、手続がちゃんと行われていたかどうか、そこら辺のところが問題となって事件が起きているということでありまして、通常役場の中ではごく普通に行われている事務の一部に双方で受け取っている、受け取っていないと、こういうことで問題が起きていると思うわけでありまして。このようなことは、ほかに類似の事件がまずあったかどうか。それで、過失割合を裁判所等で決定をされた判例があるかどうか、あればその事件の概要を御報告をいただきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

- 教育部長（吉本智明君） まず、この和解の案件につきまして、事務の不手際があったがゆえに発生したということでごさいます、大変申し訳ございませんでした。

この事件の類似案件についてですが、この案件が発生しました後、私どもといたしましては町の顧問弁護士に御相談をさせていただきました。顧問弁護士の中で類似案件をいろいろ調査いただきましたが、このような事案がなかなか見つからず、特に判例などもないというようなことを回答いただいている次第でございます。また、私ども自身でもインターネット等でこのような事案がないか調べたわけでございますが、児童手当の不支給に関するものを調べる中で、公務員退職を市区町村への手続が遅れ不支給になった児童手当の支給など相談案件はございましたが、これらは児童手当の認定請求手続においての明確な説明がなく、手続が遅れたことに伴う事案でございます、今回のように児童手当支給事由消滅通知書、このもの自体を渡した渡していないというような、そういうような案件ではございませんでしたので、ちょっと違うかなというところで認識しております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

- 5番（伊澤伸一君） 判例がないということは分かりました。

本来であればしっかりとした公的な機関が、こちらにどれだけの非があるんだよというのがあれば非常に分かりやすいわけでありまして、そういうのがないということになってきますと、相手方との力関係、強く言われたら過失割合が変動してしまう、そういうことがないようにしていく必要があるんじゃないかなというわけで、そういうふう思うわけでございます。今後もこういうことは起こり得ることだと思いますので、そういう場合、あくまで話し合いで解決しようとする、先ほど申し上げました不当に過失割合を町が余分にかぶっていく、それでないと収まらないというような事案も発生しかねないと思っております。今回、これで双方の間での和解ということでありまして、今後も裁

判所に同じような事例が発生した場合、判断を仰ぐことなく和解でいくと、そういう方向なのかどうか、まずお尋ねをいたします。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 今後の類似案件が発生した場合の対応についてのお尋ねでございます。

今回の案件につきましては、当事者より申出がございまして、お話し合いをする中で特に争うような状況ではなく、普通にお話ができただけの状態でございます。何がいけないのかというような部分をお互いに話す中で、和解というような形での選択をさせていただいている状況でございます。

今後このような事案が発生した場合につきましては、個々の事例により違うかと思いますが、相手方と争うような部分がある場合については、やはり裁判所の判断を仰ぐことが妥当になってくるのではないかなというふうに考えております。教育委員会といたしましては、まずはこのような事案が発生しないように、事務を見直さなければならぬというふうに考えております。再度このような和解を必要とするような事件を起こさないように、再発防止に努めてまいりたいと考えております。申し訳ございませんでした。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

次に、8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） この和解をして賠償金を払って終わりということではありますが、しかしながら、それで済むという問題ではないと私は思います。これは、事務の分担がどうなっているのかということでもあります。そこで、お聞きするわけでもありますけれども、教員につきましては愛知県教育委員会、ここが給料はお支払いをしているかなというふうに思うわけですね。そうしますと、この手続は町教委がやっているのかという、これをお聞きしたい。県職である学校事務の担当と町教委の学校教育課が担当する事務のすみ分けというのはきちんとなっているのかというふうに思うんですけども、その辺のところはきちんとは説明されなくて、いかにも町教委の落ち度のようなことを和解の概要については言われているわけでもありますので、その辺のところをもっときちんと明らかにしていただきたいなと思います。それについていかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員が御質問のように、今回、相手方については県の職員であり、当然県の職員である以上は県からの手当それから給与が支給されているわけでございます。

今回の児童手当の案件について、どのようになっているかというところでございます。学校事務職員の本業務における事務の流れにつきましては、教職員より出された児童手当の現況届、これは児童手当法施行規則第4条に基づく届出でございますが、これについて不備がないか確認し、校長に提出し、校長が審査の上、確認した書類を学校事務職員が教育委員会に提出するという、まずこれの一つの事務がございます。この提出された内容に基づき、町の教育委員会といたしましては、再度内容について審査をし、児童

手当支給事由消滅書、今回の場合は児童手当が消滅するという事案でございましたので、この消滅書を作成し、この原本を学校に送付する、これが町の教育委員会の事務の担当する部分でございます。学校事務職員は、その通知書を教職員へ渡すという、これが今回の事務の流れでございます。また、その原本はそのように流れますが、その写しを県の西三河教育事務所のほうへ送付をするというのも町の教育委員会の仕事となっております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） そうしますと、学校事務職員の仕事と町の教育委員会の仕事とがかぶさってきているという、給料につきましては。ですから、そのところが一つの問題になるのではないかなというふうに思うんですね。だって、給料を払うのは県になるわけですよね。そうしますと、直接県とやりとりすればこんな問題は起きなかったわけでありますので、その辺がやはりこの適正処理、この能力に欠けるのではないかというふうに思うのですが、その辺はやっぱりきちんとする必要があるのではなからうかと、すみ分けですね。二重にやるものですから余計おかしくなってしまう。こうしたことが起きないように、やはり、これはチェック機能を強化しなければならないというふうに思います。そのためのこの二重行政を改めると、その辺はいかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） ちょっと私の説明が悪かったものですから御理解いただけなかった部分があると思いますので、改めて御説明をさせていただく部分がございます。

まず、給与に関しましては、申し訳ございませんが、町教委の手は経由してございません。学校事務職員が給与についての入力をし、県へダイレクトでいってまいりますので、この給与については違います。今回の場合は児童手当法に基づく児童手当の問題でございますので、これは県の給与とそれから様々な諸手当とは全く分離して事務が流れておりますので、これは分けていただきたいという部分でございます。

お尋ねいただきましたチェック機能でございます。確かに今回の案件につきましては、様々な部分でしっかりとチェックをすれば防げた案件かと考えております。今回の案件で、まず西三河事務所へ提出された児童手当の支給事由消滅書の原本、これは町の教育委員会の職印を押した文書の原本のコピーを、本来西三河教育事務所へ送付するという手続をされるべきでございますが、本件につきましては印の押していない写しが送られていたということで、学校を経由して児童手当支給事由消滅書が教諭へ渡されたこと、そういったことも確認できなかったというようなことがございますので、まずはそういった確実に押印したものを確実に渡すというような、そこら辺をしっかりとチェックしなくてはいけないという部分があるかと思っておりますので、そういった部分はしっかりと改める中で事務手続を行っていきたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 児童手当は、申請による支給であります。ですので、会社関係は別といたしまして、公務員の場合は、これはその所属するところが、直接そこが支払ってくるわけでありますので、その点におきまして言えば、これは本来で言えば、学校事務がそのように取扱いをして、そして教諭に送ったと。町教委から戻ってきた書類を

確認しなかったということは、そもそも言えば、私に言わせれば、これは学校事務のミスも大いにあるというふうに私は思っております。その辺のところはやっぱり曖昧にされていく、これが町費を使って和解金を支払うという形になったわけでございますので、やはり学校事務が最初の受付事務をしておきながら、そのやりとりの中で確認ができなかった、これが一つの大きな問題でありますので、その辺のところを学校事務のすみ分けと同時に、きちんと町教委のチェック体制も働かさなければいけないというふうに思いますので、その辺はやっていくおつもりがあるかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 今回の案件につきましては、児童手当の支給事由が消滅して、児童手当がその教諭に今後は入らないよというための手続の書類でございます。ですので、消滅するという自体のその後のチェックというのは、学校事務云々、教育委員会の私どもの事務云々には関係なくなってしまうものですから、今回教諭が頂いていた児童手当を、審査の結果、配偶者が受給するという事になったがゆえに消滅するという事になるわけでございますので、この県職員同士であればそこら辺で若干チェック機能が働くのかもしれませんが、例えば民間の方が受給対象になれば、民間の方個人が例えば市町村の窓口で直接手続をする案件だろうと思うものですから、ここら辺はちょっと学校事務でありますとか町教委のほうで確認するすべはないかと認識しております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） それは分かります。ですから、それを本来であるならば配偶者のほうに、手続するのは、これは本人の問題ですよね、夫婦間の問題。ですから、その辺がなされなかったということは、これは児童手当は申請主義なんですよ、それがなされなかったということは、全面的に私は本人の落ち度だというふうに思うんですね。ですから、その辺のところはなぜきちんとやれなかったのかということでもあります。ですから、何度でも言いますが、児童手当は申請主義なんですよ。その申請主義が行われなかったということなんですから、その辺のところは明らかに本人の落ち度というのはあると思うんですね。それがなぜ7、3なのか分からないわけでもあります。その辺のところを、やはり学校事務は教職員の給料に関してやっているわけですから、そのことも確認するとかね。やっぱり、その辺のところもきちんとチェックをする、そうした役割も持っているんじゃないかなというふうに思いますので、その辺のところもやっぱりきちんと、学校事務職員のチェック能力それから適正能力、この辺もきちんと明らかにする必要があったんじゃないかなと思うんです。

以上です。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 大変申し訳ございません。私の説明が悪かったと思います。

今回の案件につきましては、支給事由消滅通知書が確実に相手方に渡っていたかどうか確認できなかったということございまして、当然議員のおっしゃるとおり、児童手当の手続については申請主義でございますので、本人が申請しなかったであるならば本人の責任でございます。ただ、この支給事由が消滅したという通知書を本人が受け取っていないと言ってるわけでございますね。私どもの事務としても、決済は受けており

ますが、確実に渡したという確証が取れないという、そこで双方に齟齬が生じているという部分で、その部分がまずは争いになったわけでございます。それをお話合いをしていく中で、結果的に私どもといたしましても職印を押した原本を本人に確実に渡したという確証が得られなかったということでもありますので、私どもが発行してなかった可能性もあるという部分がございますので、そこがしっかりと切り切れれば本人が悪いということでこの案件はなかったかと思いますが、申し訳ございませんが、私どもがそこまで注意深く事務の手续を確認できなかったということでございます。したがって、残念ながら私どもが確認できない以上は私どもにも非があるということで、本人と話し合う中で弁護士を入れながら御相談をさせていただいて、こういった結果になったということでございますので、大変申し訳ございませんでした。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君の質疑は終わりました。

○8番（丸山千代子君） ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時10分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、田境毅君の質疑を許します。

1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 第44号議案 和解についてであります。

町の過失は、今回は答弁がいろいろありましたが7割、42万円の支払いということでもあります。再発防止ができたと客観的に町民から評価されることが、本件については大切なのではないのでしょうか。ミスなくそれぞれの担当の責務が果たされるような仕組みづくり、誰でも適切に運用できるものにならなければ安心されないと考えます。再発防止対策を確実に機能させるために、ここで少し確認をさせていただきたいと思います。

まず初めに、西三河教育事務所へ通知書写しを送る目的及び不具合発生時の処置ルールを伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） まず、今回の案件、西三河教育事務所へ通知を送るという目的及び対処ルールでございます。西三河教育事務所へ児童手当支給事由消滅通知書を送る目的といたしましては、児童手当支払権者である県へ教員に対する児童手当の支給事由が消滅したことを県が確認するために送付するものでございます。送付した書類に不備がある場合は、西三河教育事務所から本町教育委員会へ問合せがあり、修正が必要な場合は修正を行うというような事務を行うのが通例でございます。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 今のお話ですと、県には、県がこの手続を始めるための確認をするためのトリガーというかスタートボタンというような感じだと思います。今ちょっと確認をさせていただいたのは、町側のミスがあった場合にダブルチェックをするような仕組みであるとするならば、こういったところでも引っ掛けられるんじゃないかということですが、今の答弁からされますと、そこではなかなか引っかかるものではなく、あく

までトリガーでチェック機能を期待できないということかと思えます。人間はやっぱりミスをする生き物であります。本町内部の手続でミスが打ち上がる仕組み、これがやはり今回の件では必要ではないかと理解をしました。

次に、本件がヒューマンエラーという形で受け止められたのであれば、業務手順を極限まで簡素化するべきものではないでしょうか。短絡的に例えば手順を増やす管理は、業務が煩雑になり別の不具合を誘発する要因でしかないと思えます。可能であれば、人間に頼らない道具を使うことが望ましいのではないかと考えます。決められたルールが機能しなかったことを掘り下げて対策をすべきと思えますが、考えを伺いたいと思えます。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 今回の事案で、本来であれば西三河教育事務所へは公印を押した通知書の写しが送られるべきでございましたが、本件では公印が押してない通知書の写しが送られていたこと、学校を經由して児童手当支給事由消滅通知書が教諭へ確実に渡されたことが確認できなかったことで、そこで争いが起きてしまったということだと考えております。今後につきましては、担当者の事務の方法の見直しや、学校で本人に配付したことを確認できるようにすることで再発防止につながると考えます。しかし、議員がおっしゃったように、あまりこの案件について事務が増えるようでは、また新たなミスを誘発するという御指摘のとおりかと思えます。そういったことで、これらを踏まえ対策といたしましては、教育委員会では西三河教育事務所への送付時に、これまでは事務連絡としていたものを文書番号を付して個別管理をすることによって、事務処理の確実性を高めるとともに、学校事務職員とも対策を検討いたしまして、通知書の写しに学校事務職員が対象者にお渡しをしたという、その旨のメモを残すような、そういったことをすることによって再発防止につながるのではないかと。これでしたらそんなに大きな事務の変更は伴わないと思えますし、確実に履歴が残るわけでございますので、そういったことでまずは再発防止に努めてまいりたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 田境君。

○1番（田境 毅君） ただいま再発防止に対する具体的なところの答弁をいただきました。

ヒューマンエラーの場合、これは仕組みの不具合ということでもありますので、不具合に気づかなかったことというのを組織なり反省をしまして、仕組みにしっかり反映をしていくという必要があるかと思えます。人の意識に頼ったままこういった手続が進みますと、いずれまた再発をするということも私は個人的にも経験しております。次の質問に書きましたが、このミスの背景というのを考えますと、今回は担当者がどういった状況にあったか、それから指導を仰ぐ場合ですとか、何か受け側に対しての状況、こういったところが慢性的に例えば高負荷であったり、そういった状況を見ますと慮って聞くタイミングを逸するようなこともあったのではないかとということを危惧をします。業務負荷自体に対して適切に運用するための人員配置ですとか、こういった業務支援ツール、そういったもののリソースがあれば伺いたいと思えます。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員が御質問のように、この当該事務を担当いたします幸田町

教育委員会の指導主事のグループにつきましては、恒常的に時間外の勤務が発生しております。やはり過剰に負荷がかかっていたものと推察ができます。適切に運用するために、人員配置につきましては、今回の事案が発生しました平成30年度から令和2年度までは当該事務を所管するグループ3人体制で行ってまいりました。この多忙な状況で、やはり1個でも事務を増やすと次のミスを生じさせるというおそれがございます。そういったことから、この状況を打開しなければならないということで本年度からは1人指導主事を増員いただきまして、現在4人体制で一人一人の事務についても、昨年度よりも事務負担が下がる中で一つ一つの事務を丁寧に対応できるような、そういった状況になってまいりましたので、こういったことでさらに気をつけて再発防止に努めてまいりたいと思っております。

また、業務支援ツールにつきましては、本業務につきましては愛知県等に確認する中でございますので、現状としては従来どおりの紙媒体での事務処理となっていくのであらうと考えております。今後はこのようなことがないように、人力的にも増加していただいているため、丁寧な事務処理に努めてまいりたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 今回の件は、平成30年6月に起こった事件ということであります。それから大分年月がたって、先ほどのお話、答弁のとおりであります。人的な配置もされているということで、当時から比べれば着実に進化させていただいているのかなというふうに考えております。今はコロナの件もありまして、環境がすごく変化をしているところもあります。根本的なこういったヒューマンエラー防止対策というのは、今後も期待をしなければならないなということを考えておりますし、進めなければならない案件かなと考えております。

最後になりますが、弁護士の見解では、幸田町の過失は7割であります。この中に西三河教育事務所の過失ですとか、町以外の過失が含まれるのか、こういったところの考え方を伺いたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 今回、幸田町の過失につきましては7割ということでございます。県の割合も含まれているかについては、含まれていませんというところが見解でございます。西三河教育事務所におきましては、今回通常とは違う公印が押されてない事由消滅通知書の写しを受理したというところでございますが、事務処理の不備が若干あったのかもしれませんが、この通知書の写しを受け取る理由というのは、この支給事由が消滅したという以下に書かれている内容の部分の確認をするために写しを求めているのであって、職印の有無は愛知県としては関係ないという見解でございますので、愛知県についての過失はないというところでございます。このため今回の過失については、県ではなく幸田町と教諭との過失割合ということで、幸田町7、教諭が3というふうに算定をさせていただいたところでございます。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 答弁で、過失が幸田町以外、県のほうにはないということは今分か

りました。今回はそういった形なんですけど、本件は、この事務にかかわらず事務業務全体にやはり当てはまるようなミスだったのかなというふうに考えております。いろいろな事務が町内にはありますので、誰もが当たり前に実践できる仕組みづくりと運用ですね、こちらを期待しながら質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員の御指摘のとおりでございます。今回の事務処理のみならず、やはり教育委員会、町全体には様々な事務処理が当然あるわけございまして、個々の職員がしっかりとしたチェックをする中で行わなければ、このような事例が発生しないとも限らないというところを十分肝に銘じた上で、改めて今後の事務について見直ししながら進めてまいりたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

○議長（足立初雄君） 1番、田境毅君の質疑は終わりました。

以上で、44号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第45号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第45号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第46号議案の質疑を行います。

8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 消防ポンプ自動車CD-I型に含まれる案件についてお尋ねしたいと思います。

まず、この本体であります車、このメーカーと車種については記載がございません。これについてお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 今回の消防ポンプ自動車専用シャシ3トンクラスを製造している自動車メーカーは、トヨタ自動車のダイナ、日野自動車のデュトロ、いすゞ自動車のエルフの3社となっております。発注しました消防団車両につきましては、契約業者である消防自動車機装メーカーの小川ポンプ工業株式会社がいすゞ自動車のエルフを選定し、シャシの製造予約をしたと確認をしております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 今回はいすゞのエルフを小川ポンプが選定をしたということでありまして、前にお聞きをしたときには、一番乗りやすい車種はトヨタ車が一番一般的であって乗りやすいよということであったわけございまして、それは今回指定しなかったのかということではありますが、その辺についてお聞きいたします。なぜ、いすゞのエルフだったのかお聞きします。

次に、関係資料で出していただきました装備品がいろいろあるわけでありまして、今回ドライブレコーダーがどこにも見当たらなかったわけございまして。ドライブレコーダーは何か事故とかいろいろあったときには必ず公用車にはつけるということで、今までありました。これはドライブレコーダーは搭載するのかどうかお尋ねします。よろし

くお願いします。

○議長（足立初雄君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 今回の契約に関しては、車両のメーカー指定はしていません。仕様書の中に3トンクラスのシャシ、あと6速オートマチック、このような形で発注はかけております。その中で契約をいたしました艤装メーカーのほうが、艤装しやすい、使いやすいという形でいすゞを選定しているということでもあります。

なお、ドライブレコーダーにつきましては、消防本部、消防団車両ともに搭載率は100%になっております。今回の車両につきましては、納車後に現在使用している車両から乗せ換えて取り付けるという予定にしております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 今回の車種につきましてはいすゞのエルフということで、これが小川ポンプが一番艤装しやすい、乗りやすいということであったわけでありませぬけれども、今までたしか車種については限定をして発注をした経過がありますよね。ですが、今回はそれはしなかったということはなぜなのかということと、それから現在持っている消防ポンプでいすゞは何車あるのか、それからトヨタが何車あるのか、この割合ですね。これをお聞かせいただきたいということでもあります。

次に、ドライブレコーダーを現在の車から乗せ換えることによって、今までもこうした装備品というのは使えるものは使おうということで乗せ換えをしてきた経過があります。少しでも金額を安く抑えるというか、そういうためにやってきた経過があるわけですね。でも、ドライブレコーダー、これを乗せ換えをすることによって多少の金額が変わるかというふうに思いますけれども、それによってどれぐらい節約できたのか伺います。

○議長（足立初雄君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 消防団の車種につきましては、現在、1分団、3分団、4分団、こちらのほうがトヨタ自動車のダイナ、あと2分団が日野自動車のデュトロとなっております。いすゞのほうは、消防団の車両では現在はありません。消防署のほうの車両としてポンプ車が、いすゞ自動車のエルフを採用しております。

なお、ドライブレコーダーの乗せ換えによる金額ですが、新品を買いますと4万円ほど、乗せ換えて済むのは5,000円となっております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） この車種につきましては、1分団、3分団、4分団がトヨタ車、2分団は日野車ということでもありますけれども、やはり、このいすゞ車はちょっと乗りにくいというのを前にお聞きした経過がありますよね。ですから、そうした点におきまして、やはり誰が乗っても乗りやすい車種ということで、たしかトヨタ車を主に指定をしているよということを伺いました。ところが、今回はいすゞのエルフということでございますので、その辺はこれから若い人たちが乗ることになりますので、そういう点におきまして少しでも乗りやすい車のほうがより事故も防ぐことができるのではなかろうかなというふうに思うのですが、しかしながら、今回このように艤装をする小川ポンプに、入札の条件にそういうことをなくしたということは何故なのかお聞きしたいと思

ます。

○議長（足立初雄君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 前回、消防団の車両はメーカー指定をしておりましたが、最近二、三年、メーカー指定はしていません。

あと、いすゞ自動車、こちらのほうがトヨタ車に比べて、昨年モデルチェンジを行いまして、排ガス規制も最新のものがついております。あと、私どもの消防署で使用をしておりました、昨年導入しました緊急消防援助隊車両、幸田4ですが、こちらのほうもキャビン内が広く、職員のほうも使いやすいということを伺ってはおります。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、1番、田境毅君の質疑を許します。

1番、田境毅君。

○1番（田境 毅君） まず、財産の取得について（消防ポンプ自動車CD-I型）についてであります。

今回の契約金額は2,508万円であります。走行安全装置を備えたオートマチック車、電動アシスト付ホースカーなど、最新機材導入により、消防団員が現場で活動しやすくなることに寄与するものと考えます。町民の生命と財産を守るために大切な資機材であり、安全・安心して団員が使いこなせるものであるべきだと考えております。

今回の車両は、取得後17年で更新されるものと説明がありました。今後も消防団の全車両が順番に更新されていくと理解をしておりますが、2017年3月11日より運転免許制度が改正され、普通免許で運転できる車両の幅が狭まりました。準中型自動車免許という形が出来上がったわけですが、これについては、この2017年の道路交通法改正で誕生した普通免許と中型免許の間に位置する新区分であります。この準中型免許が誕生した背景には、トラックドライバーの不足ですとか、中型の大きな車に対する交通事故削減への期待、こういったものがあります。意義あるものではありませんが、注意点として先ほど申しました、普通免許で運転できる車両の幅が狭まるということでもあります。今回の車両は、車両総重量5トン未満である車両になります。運転には、この2017年の制度施行日以降に普通運転免許を取得した方は運転ができません。何らかの必要性がない場合には、普通運転免許を取得されると推測をしております。現在、旧制度で運転免許を取得していれば、免許証の裏側には準中型車は準中型（5トンに限る）と条件欄に記載がされて、この当該車両は運転ができるということでもあります。一般的に取得されるであろう普通運転免許では、車両総重量が3.5トン以上の車両、当該車両は運転できずに実務に影響する変化点であります。今後の消防団車両の在り方や方針の共有が必要と考えて質問させていただきます。

まず、初めに、幸田町消防団に配備されている車両の内訳及び、普通運転免許で運転できない車両を伺います。

○議長（足立初雄君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） ただいまの御質問であります。現在、改正道路交通法の施行前に普通免許を取得し、車両重量5トン未満、最大積載量3トン未満の車両の運用が可能な団員は147名中137人で、93.2%であります。

車両につきましては、消防団各分団第1部の車両につきましては、車両総重量4.5トン前後の車両になっております。あと、2部の可搬積載車、こちらのほうの車両は2.5トンから3トンの間で運用をしております。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 先ほどの答弁では、準中型免許で対象になるものは、1部に配備をされておりますポンプ自動車の合計4台とのことでありまして。そうしますと、1部に所属する団員を中心に今後の対応が必要になってくるのかなというふうに認識をしました。

それから、あと団員の今の運転免許の保有状態を見ますと、全体でも現在は93.2%の方が運転ができる状態にあります。逆を返すと、7%弱の方は運転ができない方もいらっしゃるよということだと思えます。こういった自家用車を必要としない生活スタイルや住環境が広がってきますと、免許を保有をしないですとか、こういった大きな車が運転できない団員も増加が想定をされるのではないのでしょうか。住民の生命と財産を守るために大切な資機材であり、任務を完遂し、安全で安心して団員が使いこなせるべきものであると考えますが、この現状を踏まえて、今後の消防団車両の在り方ですとか方針を伺いたいと思えます。

○議長（足立初雄君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 今後の普通免許取得者では、車両総重量4.5トン前後の消防団の第1部の車両であります消防ポンプ自動車CD-I型が運用できなくなる可能性があります。準中型自動車のCD-I型を普通自動車のCD-I型に移行した場合です。そのときに1トンクラスの消防自動車専用シャシを製造している自動車メーカーはなく、エンジンからポンプに動力を伝えるPTO装置を後づけするために操作が複雑になり、操作時間を要すること。あと、車両総重量、最大積載量の減少により、ホース等の資機材が十分に積載できなくなることなど、幸田町の地形では現場活動に支障を来しかねない状況となっております。

このようなことから、消防力の低下を招かず改正道路交通法に対応するために、今後、消防団員に準中型免許の取得を勧奨するために準中型免許取得補助制度を設ける必要を感じます。来年度を目標に、関係部局と調整して準備をしてみたいと考えております。また、オートマチック限定免許保有者も増加すると思われまので、今後の消防団の車両につきましては、全てオートマチック車で更新をしていきたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 先ほど答弁の中では、いろいろと工夫をされるということでありまして。私もやっぱり消防団をやっていた経験もありますので、消防団で使うべき機材は、やっぱり安全に取扱いができてちゃんと機能を果たせる状態になってなければ、消防団としての活動ができないということかと思えますので、ぜひ、機能重視でいくという方針だと思います。そうすると、やっぱり車両の大きさは変えずに準中型免許、免許制度がこれからも変わる可能性はないとは言いませんが、準中型免許を取得してもらうような工夫をして進めていただけないかという回答だったかと思えます。そういったところでいきますと、やはり消防団の団員が活躍ができるような環境整備を消防署としてやっていただくということになるかと思えますので、ぜひ、そういったところの工夫を期待をし

て質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（足立初雄君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 今後も消防団員が活動しやすい環境を作るために、いろいろ考えて行っていきたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 1番、田境毅君の質疑は終わりました。

以上で、第46号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第47号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） まず、総務費コミュニティ推進事業についてお尋ねをいたします。

里中央コミュニティホームの用地購入でございますが、こちらの単価は2万2,800円となっております。土木事業等で買われている単価と比べますと、これは転用決裁金があるので農地だと思いますけれども、それと比べると高いような気もするわけでございます。この単価の根拠をお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 今回、補正予算におきまして、里中央コミュニティホーム用地、地元借地の駐車場部分396平米を、購入単価1平米当たり2万2,800円を限度に総額902万9,000円を計上させていただいております。お尋ねいただきましたこの購入単価2万2,800円の根拠はということでございますが、これにつきましては平成13年度での建設に向けて用地を購入すべく、その前年度において実施をいたしました不動産鑑定評価に基づく宅地見込み地としての評価額ということでございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 平成13年に鑑定評価を取られて、宅地見込み地として評価をされたということで、根拠は分かりました。これはもう既に駐車場として使われているということで、無理やりというか、交渉の過程で引き上げられたとか、そういうことがちょっと心配があったわけでございますけれども、最初からその価格であったということなら、これはこれで私はよろしいかというふうに思っております。

次に、20款の民生費の地域支援事業についてであります。北部地域包括支援センター工事費でありますけれども、こちらはスケジュールでも4年度にはオープンをするということで、当初予算のときに説明を受けているわけであります。これにもかかわらず、この工事費が当初予算に計上されていなかった、その理由についてまずお伺いをいたします。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 令和3年度、今年度から始まります第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画におきまして、地域包括支援センターの強化としまして、町内の3圏域に1か所ずつセンターを設置しまして、地域包括ケアシステムの構築を進める計画としているところでございます。

北部地域包括支援センター工事費、こちらのほうを当初予算に計上しなかった理由と

いうこととございます。当初予算の段階におきましては、北部の開設時期の検討に当たりまして、もう一つ南部があるわけとございます。この南部のセンター開設が令和4年の当初にはできないということがある程度明確になっておりまして、北部の開設を南部の開設に合わせるべきかどうかということで、地域包括支援センターの運営協議会というものがございますけれども、こちらのほうで決定する必要がございました。しかしながら、そこで審議して決め切れなかったということがございまして、当初予算の計上に至らなかったということとございます。今年度に入りまして、さきの運営協議会におきまして、北部・南部包括支援センターの開設が同時期ではなくてもいいだろうということを確認をさせていただきました。それで、開設費用を今回の補正予算に計上しまして、翌年、令和4年4月の開設を目指していきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） こういうことまで運営協議会で決まらないうちやれないというのがちょっと私はしっくりこないわけとありますけれども、まあ、分かりました。できるだけやっぱり当初予算で上げていくべきだと思います。開設時期については、質疑でも令和4年には北部は開設するんだよというふうに答えておられるわけですので、よくよく精査をして臨まれるべきだと思います。

今回の工事の内容を見ていきますと、シニア・シルバー世代サポートセンターの1階を使うということで、これはサポートセンターと一緒に使っていくということで、私は、施設を複数の用途にシェアすることについては、余裕があるならそれは積極的に進めていくべきであり、基本的にはそういう考え方には反対はいたしません。しかし、今回これをよくよく見ていきますと、同じフロアにサポートセンターとそれから包括センターが同居をします。それも本当に通路を一つ隔てただけとあります。入り口は当然1つとありますので、こうなってくると鍵だとかそういうものは誰が管理をしていくのかというのがあります。当然この包括支援センターには相当な個人情報も蓄積をされていくわけとありまして、夜間に勝手に人が入られても困る、そういう心配があると思うんですね。夜間でなくても、日中でもパソコンが立ち上がっていて個人情報が見られてしまう、そんなような心配も懸念されるわけとあります。そういう点で、この個人情報の管理だとか、この施設のもし何かあった場合の責任の所在だとか、そういうのはいろいろシェアして使う場合あると思うんですね。そこら辺で、特に個人情報については問題がないかどうか、まずお尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 先ほどの北部地域包括支援センターの工事費につきましては、運営協議会というものは、これは全てのことを決定する機関ではございませんけれども、事務局が決めた内容につきましては、こちらはメンバーに医師会等も加わっております。センターの設置運営に関与する組織であるということで、そちらの協議会の意向をしっかりと踏まえた上で進めていくという意味とございます。令和4年度中の開設を目指して進めていきたいというふうに思っております。

それから、個人情報の管理についての御質問とございます。

工事の施行に当たりましては、受託事業者の学校法人藤田学園と決まっておりますけ

れども、こちらのほうと調整をしております。現状では、パーティションで区画を作りまして、個室の相談室を予定しております。また、同フロア内にある、先ほどのシニア・シルバー世代サポートセンター、こちらのほうとの共用の会議室を今あるものを活用しまして、相談者のプライバシー確保に努めていきたいというふうに思っております。

同一フロア内に別組織が存在することによります個人情報を守るための環境でございますが、管理上、オープンフロアのため、双方の業務におきまして来所者の顔が見えてしまうということは否めませんが、相談内容や来所者の希望に応じまして、個室の相談室、共用の個室会議室へ御案内をし、相談中にその情報が第三者に漏れることがないように対策を講じてまいります。それから、個人情報の取扱いとしまして、書類のほうは鍵付ロッカーへ収納、パソコン等は個人ごとにパスワードを設定し、併せてワイヤロックなど、管理方法を受託者と協議しまして、万全なセキュリティー対策を講じていきたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） この建物は、藤田医科大学で委託をしていくという話であります。2階は藤田医科大学が使われているわけでありまして、2階へこの支援センターも持っていけば、フロアの管理責任は、1階はシニア・シルバーの管理下になるよと、2階は全て藤田医科大学の管理下になるということで、責任も明白になると思うわけですが、これは2階にできない理由等があるわけでしょうか、お知らせください。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 議員がおっしゃるとおり、2階につきましては藤田医科大学の地域包括ケア中核センター、学校法人ということで、居宅介護支援事業所それから訪問看護ステーションということでこちらのほうをお願いをしているわけでございます。この包括の仕事につきましては、非常に公益性というものが求められている部分がございます。そういった意味で、2階の中核センターにつきましては民間ということでございます。そこの民間の場所のところ今回の包括支援センターを設置するということがやはりいかなものかなということもございました。そういった意味で、2階と1階を区別した上で、それぞれシニア・シルバー世代サポートセンターはセンター、それから包括支援センターは包括支援センター、2階は2階ということでそれぞれ別々のブースで管理をしていきたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時03分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 20款、10項、10目の長嶺北部地区福祉医療ゾーンについての公図の不接合についてお聞きしたいと思います。

補正予算の議案の説明会用の資料によりますと、今現在、株式会社オオバによって地形の測量を実施しているところでありますけれども、その作業を進める中で公図に不明確な部分があったということであります。その土地家屋調査士による委託業務が280万円上がってきておりますけれども、この公図はいつ頃の公図なのかということと、それから不接合についてどれぐらいあるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 事業調整監。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 本年度、長嶺北部地区開発基本設計及び測量業務を、福祉課と土木課の予算で発注しています。本業務には、用地測量、資料調査の作業項目に公図等転写連続図作成という項目があり、その作業途中に次のような報告がありました。本区域には、大字長嶺、字京ヶ峰、字北山、字相平、字深田、字赤井坂、字中ノ坪、字神戸、字柿添、字五反田という字があるのですが、この字ごとの公図が一部不接合状態ですというものです。そのほかにも、法務局の公図とデジタル化前のマイラー図面、和紙の旧図にも不一致箇所があるというものでありました。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） この測量面積約5.4ヘクタール、この中で字名がたくさんあって、総延長が約1,000メートルということでありますけれども、字名を先ほどたくさん言われました、字名が幾つあったのかちょっと書き切れませんでしたので、幾つの字があったのか、それをお尋ねしたいと思います。それで、この公図でありますけれども、私も大変勉強不足で申し訳ないのですが、この公図はいつの公図なのかお尋ねしたいということと、かなり山ですので、山の斜面でありますのでかなり込み入っているかというふうに思います。ですので、この辺が委託費の計算方法もちょっとよく分からないわけであります。大体1,000メートルを測量してまたやっていくわけでありますので、その辺のところについて委託料の積算根拠と、先ほど質問した内容についてお答えいただけたらと思います。

○議長（足立初雄君） 事業調整監。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 当地区の小字につきましては、9つの小字がございます。この公図であります、現在の法務局のデータも、それから法務局に同じく保管されているマイラー図面、デジタル化前の図面であります、これも、その前の旧とした附属図面でありました和紙の図面にもやっぱり不一致の箇所がございます。

委託費の計算方法であります、本件については、公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会、この協会への委託が最善の解決方法と考え、当協会作成の令和3年度公共嘱託登記事務運用基準に記載された登記調整業務、これは用地取得事業における測量の各作業において嘱託登記に支障のないよう調整を行う業務を言うわけですが、こちらの項目にあります1メートル当たり2,290円を採用し、地区界延長1,100メートルから経費を277万900円として、補正額280万円としたものであります。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 積算根拠は分かりました。1メートルにつき2,290円ということであります。

それで、ここの開発予定地が5.4ヘクタールであります。5.4ヘクタールの中で、

それを全て開発をするわけですので、この公図の不接合というのがどれぐらい関係するのかということでもあります。また、周辺と接合・不接合がある場合も、これは一回やらずなくちゃいけないというふうに思うのですが、その辺についてちょっと素人考えですので、お答えいただきたいと思います。

次に、25款、10項、10目についてお尋ねします。

今回、新型コロナウイルス感染症関連として、町内の医療機関の職員の方にそれぞれ5,000円のクオカードを渡すわけでございますけれども、その対象人数の積算根拠を出していただきました。町内の医療機関に対して700の方にクオカードを発注するわけでありまして。クオカード5,000円分を出すに当たっては、新型コロナウイルス感染症対策基金から繰入れをしてやっていくわけでございますけれども、昨年度に作ったこの基金、これが1億5,688万3,000円あったわけですね。これを取り崩すわけでございますので、なぜ取り崩すかということコロナが長期化する、こういうことで取り崩すわけでございますが、医療機関への補助もクオカードを配るというのは、確かに医療機関も逼迫していることですし、いろいろと大変な業務でこれをねぎらうという形の中で行うわけでありまして、ほかにコロナ関連で長期化する中で町民あるいは中小業者、また小中学校などの対策がなぜできなかったのか、これについて私は伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 事業調整監。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 本地区は、地区内全ての土地を幸田町へ所有権移転した後、最終的に道路区域と介護老人保健施設並びに愛厚藤川の里、こちらは愛知県厚生事業団の障害者支援施設であります。これの用に供する土地を分筆して明確に区分するとともに、合筆作業により後の管理をしやすくしていく必要があります。この最終形を考えたときに、この字が不接合という状態は早期に取扱いを法務局と協議しておく必要があります。これらの問題を解決するため、専門家である公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の土地家屋調査士に法務局との調整を委託するものであります。周辺も含めどのような取扱いで問題解決を図るのかは法務局との協議によるのですが、早めの対応で公図等転写連続図、公図の集合図面、これを作成し、今後の用地取得が円滑に進むよう努めてまいります。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 議員がお尋ねの新型コロナウイルス感染症対策の拡充を町民、中小企業などに対しということでございます。こちらにつきましては、先日的一般質問と少しかぶる答弁となりますが、私ども環境経済部所管の経済対策支援といたしましては、今までに12の対策を講じているものであります。その中で中小企業などへのものは8つ、そのうち町独自のものが7つ、そして、また農家等に対しても4つほど、こちらは全て町独自のものであります。支援のほうを実施しているということでございます。

そこで議員がお尋ねの、今、なぜ町民や中小企業などへの支援が今回できなかったかということでございます。こちらにつきましては、昨年、飲食店応援としての食事券を全町民に配付した事業を行っております。こちらの事業が一つの参考事例ということに

なるかとも思われます。町民や中小企業ということでは、こちらの事業が参考になるのかなというふうに思われます。これは事業所支援と同時に、コロナ禍においても全町民の方々に少しでも楽しんでいただけるようにと実施したもので、大変喜んでいただけたというふうに聞いております。いずれにいたしましても、コロナ禍は、議員がおっしゃるとおり収束しておりません。こういった過去の実績を参考にしながら、国・県の動向を見て、町費を上乗せするような事業も含めまして、また近隣市町の取組を注視し、必要な対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） ほかのところから答弁がありませんでしたので、再度お伺いしたいと思います。

先ほど部長が言われたように、国の動向あるいは近隣の状況を見ながらということでございます。今回9月議会に各近隣の市町では、コロナが長期化するため、またデルタ株が感染爆発している中で、こうした取組を補正予算等でいろいろ上げている事例がたくさんございます。しかしながら、幸田町では残念ながらこうした取組がないわけがあります。例えば、近隣においては中小業者対策を行ったり、あるいは町民に対して例えば地域振興券を配ったりとか、それがひいては町民全体と、それからこれは商店街の応援にもつながる、そういうような取組もたくさんやっております。刈谷市や安城市あるいは東郷町とか、とにかく9月議会の補正では、このように本当に市民・町民向けに取り組んでいる中で、なぜ取り組めなかったのかなというふうに思います。

それから、また学校等での感染が拡大する中で、学校での取組も進められております。これは、例えば小中学校の中でも感染を防ぐためには不織布マスクがより有効だという、そういうことも言われる中で不織布マスクを常備して、そして子どもたちにそれを配付するとか、そういうことなども一ついろいろなコロナ対策として取り組めなかったのかと。まだまだこの基金も1億円以上あるわけです。やっぱり、コロナが終わってから基金が余りましたでは、何もこれは対応しなかったということになりますので、やっぱり基金があるなら、この基金の中から本当に必要なところにコロナ対策としてきちんと手当をしていく、そういうスタンスになぜ立てなかったのか、これについてお伺いしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 今回の9月補正に反映させたコロナ対策、メニューが乏しいということはあるのかもしれませんが。現状ではコロナを100%封じ込めるという、こういった策がない中で、今は命を守るためのワクチン接種の加速化ということで進めておまして、接種の推進、これが今後のウィズコロナで経済を回していくということにもつながるというふうに考えております。しかしながら、いろいろな経済対策、こういったものは必要と考えておりますので、これまで昨年度行ってきた施策、こういったものを再度事務局本部会議の中で検討をしまして、必要と思われる施策について決定し実施をしていきたいというふうに思っております。先ほど、昨年度末の基金残高が1億5,000万以上、これが積み上がっておりますので、こちらの基金等も有効に使いながら、施策を進めていきたいというふうに考えております。

それから感染対策につきましても、やはり何よりも感染させない対策が重要となります。一人一人の基本的な感染予防の徹底、これは先ほどのマスク着用も含め、引き続き呼びかけていきたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） コロナ対策ということで、教育費についてもお尋ねのようでございますので、教育費につきましては、昨年度予算の中でかなりの部分を対応させていただいているわけですが、また昨年度の繰越明許費として当該年度へ繰り越した部分もございます。そうした部分、消耗品・機械器具の借上料でございますとか備品購入費、まだ多額の繰り越した予算を持ってございまして、学校と相談しながら必要な消耗品、必要な備品、こういったものを順次購入をしながらコロナ対策に役立てているところでございます。

また、不織布のマスクについてでございます。このマスクにつきましては、人事秘書課のほうで一括して備蓄をしているわけですが、使用期限が1年以上ある部分での備蓄の更新として一部入れ替えるというお話をいただきまして、学校への配布分として一部融通をいただいているところでございます。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 全般的に今回の補正予算のコロナ対策ということでありまして、医療従事者への支援だとか、各区における感染予防のいろいろな備品を導入していただきたいというようなのもお願いをしているわけですが、全体的なメニューが少ないというようなお話もありました。私もいろいろな市町村、特に隣の市が行う9月の補正予算の内容等も非常に興味があります。先ほどもありましたように、いろいろな応援の飲食等に伴う、又はいろいろな購入券等々ありますけれども、もう少し今はワクチン接種の接種者を一人でも多く体制を整えて、何とか11月頃までには町民の方々のほとんど、打てない方も見えるわけですが、打っていただくような仕組みを作りたいと思います。

政府も、国のほうも、11月頃になりますとやはり経済回復ということ、もちろん感染症の収束に向かいつつあるという前提でありますけれども、ワクチンがかなり浸透してきますと、11月以降ぐらいになりますと経済回復ということで、ワクチンを接種したような人たちが進んでいくという前提でいろいろな経済回復のいろいろな支援メニューが多分出てくると思っております。そういった意味で、国・県の支援メニューをうまく使いながら、もう少し次のステップというような形でコロナ感染症対策の経済支援メニューを作っていきたいと思っております。各種団体等、様々なヒアリングもしながら、より効果のある支援メニューが今後打ち出せればと思っておりますけれども、やはり例えばワクチン接種なんかでも3回目だとか、そういう話がいろいろ出てきます。そういった中で例えば市町村の負担は全くないというならばいいんですけれども、そういった形で時期を経ますと次の感染症におけるワクチン、もちろん新しい予防薬も出てくると思いますが、そういったところを注視しながら、またいろいろな補助メニューも考えながら、うまくいけば12月の補正だとか、そういったところでまた機を見てより効果的なメニューを出せるように、私なりに努力をしてみたいと思います。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、9番、稲吉照夫君の質疑を許します。

9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） 補正予算の教育費、そのうち修学旅行キャンセル料補助金についてお伺いしていきたいと思えます。

昨年も実際にキャンセルが発生しまして、荻谷小学校で途中で帰るという事例がございました。そういったことを踏まえて、今年度どういう形でこのキャンセル料の補助金についての具体的な内容等をまずお聞かせいただき、また保護者の方にどういう形で周知されるのかお伺いいたします。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 修学旅行キャンセル料補助金についての御質問でございます。

議員がおっしゃるように、昨年度、荻谷小学校におきまして、修学旅行催行後に途中で濃厚接触者が判明いたしまして、急遽キャンセルをして引き返したというような事案がございました。そういったことを踏まえまして、本年度につきましても、コロナが収まっているわけではないので何とかキャンセル料をと考えておりましたが、当初予算については残念ながら調整がつかず、この時期の補正のお願いとなってしまいました。修学旅行のキャンセル料につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行を中止したとき、こういったときに伴い、修学旅行に参加する予定であった児童生徒又はその保護者及び引率教員等が負担することになる修学旅行のために予約した宿泊施設・交通手段等を解約した場合に発生する違約金・手数料、その他、修学旅行中止に伴って生じた経費として考えております。したがって、途中で引き返した場合につきましても、引き返すことによって発生するキャンセル部分、例えばまだ宿泊してなかったら宿泊料も対象になろうかと思えます。そういった部分について全てキャンセル料の対象となるように、全て計上してございます。そういった旨を、校長先生を初め校長会等でしっかり説明をさせていただき中で、修学旅行の担当の先生が説明に困らないように対処をしているところでございます。

また、父兄への周知につきましても、修学旅行のキャンセルがあった場合、保護者に対してキャンセル料の負担は全額町が賄う旨の通知をしているところでございます。また、実際に修学旅行がキャンセルになってしまった場合につきましても、可能な限り修学旅行に替わる行事を実施するなど、代替措置検討の部分も学校にお願いしながら、こういったキャンセル料の補助という形での町の対応とさせていただいているところでございます。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） 分かりました。一つ私が思うには、昨年度そうでしたけれども、特に荻谷小学校の例をとりますと、昼食を取って帰ってきたと。それまでの費用は全部負担を保護者がしてということで、先ほどもお話がありましたように、それ以後、いろいろな形でそれに代替するような行事を考えた場合に、そういった費用がまず削られてしまうと。結局、満足いくものがなくなってしまうんじゃないかなという思いがいたしますので、やっぱり、これも細かく分けて、1泊できなければ全額返して、次のそういう

機会があるなら、そういったところにしっかりと小学校・中学校の一生に一度しかないその機会を楽しんでいただく、そういった機会をしっかりと小学生・中学生の記憶として残してあげるというのも大事だと思いますので、そういった配慮を全額キャンセル料で認めてもいいんじゃないかなという私は思いがしますけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員のキャンセルになった場合、今まで使った部分も含めて総額の費用をとというような御質問かと思えます。

現状のキャンセル料といたしましては、旅行社等から請求があったもの、その金額についてキャンセル料補助の対象としているところがございます。したがって、実費部分の弁償というような意味合いがございます。丸っとゼロから修学旅行を組み立てるだけの予算という部分では現在考えていないところがございます。確かに一生で一度の思いで作りの場というのは事実かと思えます。そういったことも踏まえまして、キャンセル料補助の在り方についても内部で検討はしたいと思えますが、現状においては実費弁償部分相当というところで理解しているところがございます。御理解をお願いいたします。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉君。

○9番（稲吉照夫君） 私の思いはそういうことですので、いろいろな形で万が一キャンセルになった場合は、いい思い出ができるように、やはり教育委員会・学校等含めてしっかりとフォローしてあげてほしいなということをお願いして、終わります。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） ありがとうございます。そういった内容の調整等、学校側とも話し合う中で、内部でもよく考えてみたいと思えます。

○議長（足立初雄君） 9番、稲吉照夫君の質疑は終わりました。

次に、12番、水野千代子君の質疑を許します。

12番、水野君。

○12番（水野千代子君） まず、総務管理費についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染症対策補助金として1,000万円が上程をされております。これは、コロナ対策に必要な物品などを購入、また軽微な改修をするための補助金であります。801世帯以上の区が8区で50万円、801世帯未満の区が40万円、15区という根拠をまずお伺いをいたしたいというふうに思います。説明では、コロナ感染症対策として各区にアンケートで聞き、さらなる対策のための物品購入などを支援するというところでございました。その要求物品の金額から40万円、50万円というふうに積算をされたのかということ再度お伺いをしたいというふうに思います。

それから、各区のアンケートはどのような形でいつ頃行われたかをお聞きをいたしたいと思えます。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） まず、50万、40万の根拠はというお尋ねでございます。

先ほどのお尋ねの中で、事前の希望調査ということもおっしゃっていただきましたけ

れども、その調査によります希望物品の調査を実施し、それを金額換算したところ、おむね50万円前後ということでした。各区の規模にも配慮をいたしまして、801世帯以上の区は50万円、801世帯未満の区は40万円とさせていただきました。この801世帯という線引きでございますけれども、この線引きにつきましては、現行の地区集会施設等の修繕に係る負担金あるいは補助金の積算上の線引きを参考とさせていただきました。現要綱にある一つの線引きということで、それを適用させていただいたところでございます。

それから、希望物品の予備調査の関係でございますが、まず、いつ行ったかということでございます。新型コロナウイルス感染症対策事業を実施する予算を積算するに当たりまして、各区が感染対策上、必要とする物品について希望調査を7月1日付で区長様に御依頼をし、同月の12日までに御報告をいただいたものでございます。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。まず、希望物品を積算したところは、相手方のほうのいろいろな対策のために必要なものを聞いたということでございます。801世帯の線引きでございますが、補助金の要綱等を積算をされて、考えられて線引きをされたということでございます。アンケートは7月1日に各区にお渡しをして、12日までに出示してもらったということでございます。これについて、やはり各区のそれぞれの要望にきちんと応えられているのかなということは分かりました。

また、物品の購入や軽微な改修の発注というのは、各区でそれぞれ行うようでございますが、精算というのはいつまでを予定しているのか、どういう流れで精算をされていくのかということをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 本補助事業の精算はいつまでということでございますが、今回補正でお認めいただきまして、令和3年度事業でございますので、当然のことながら年度内に物品を購入していただき、実績報告書を遅くとも3月31日年度末までに提出をいただくということでございます。精算の時点ではそういうことでございます。

主な補助金の流れといたしましては、予算議決をいただいた後に各区から申請をいただく。その申請に当たっては、買いたいもの見積書なり金額が分かる資料を添付をしていただくということ。その申請と併せて、この40万、50万を区でまずは全額立替えということは、区の財政状況によっては厳しいというところもあるかと思えます。そういう点におきまして、申請の段階で概算払いの希望があるかないかの意思表示をしていただこうかなというふうに考えております。その申請を受けて、補助金の交付決定をします。それを受けて次の段階で、概算払いの御希望のある区については概算払いの請求をしていただいて、お支払いをします。各区で御購入をいただいて、実績報告を年度末までということで、その実績報告については領収書、それから写真を添付していただこうかなというふうに考えております。それを受けて補助金を確定し、精算払いを早々に行うというような主な流れを考えているところでございます。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 大体の流れは分かりました。まずは申請書、また見積書を添付し

てもらって出していただいて、また、それに沿って各区の概算払いにするのか、立替払いにするのかというのをきちんと決めていただいて申請をしていくということでございます。本当にそれぞれの各区がさきに負担をするというのは、これは大変じゃないのかなというふうに思いますので、これもそれぞれの区によっては違うかというふうに思いますので、とにかく区の要望に沿った形で申請をしていただいて精算をしていただきたいというふうに思いますので、ぜひとも各区での感染防止策がさらに強化されますことを期待したいというふうに思いますので、区の要望に沿った形でこの補助金が使われますように、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

次に、社会福祉費でございます。長嶺の北部地区福祉医療ゾーン登記調整業務委託として280万円が計上されております。今回の委託料は公図に不明確な部分、不接合等を法務局との調整のために土地家屋調査士に委託するものでございます。先ほども答弁がございました、不接合等の字名は9つあるということで、かなりの不接合があるのかなというふうに思います。それで、あと今回の委託料のみでこの不接合というのが解消するものなのかどうかというのを、一応お聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、不接合等の面積というのは分かるでしょうか。もし、分かりましたらお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 事業調整監。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 今回の不接合であります、公図は字ごとに整備をされております。この字と字、隣り合うものをくっつけようとしたときに形状が違うとか隙間がすくだとか、そういった状況でありまして、これが今回の計画区域の5.4ヘクタールの中の字がほぼ全てにおいてぴったりくっつきません。

この状態であります、今回、公益財団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会へ委託をいたしますが、この協会は官公署が公共事業について行う不動産登記手続を委託する土地家屋調査士で構成する専門集団であります。高度な専門的知識と処理能力を持っております。公共事業の成果の速やかな安定を図り、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的に、昭和61年1月に法務大臣の認可を受け、設立されております。この専門家へ委託することで、今回の公図の不接合、この問題については解決ができる、このように考えております。ただ、現在、関係機関協議、現況測量作業等を進めていく中で様々な課題が明らかとなってきております。これら一つずつ解決し、計画実現へ向けて努めてまいりたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 分かりました。先ほどの答弁のほうでもございました、専門家の法務大臣の認可を受けた協会がこういう不接合の土地をきちんと直して、また法務局へ出してもらおうということで、不接合がなくなるという、専門的なことを行う協会のようにございます。ということは、この不接合については、今回の補正280万円で解決するというところで理解をさせていただきたいというふうに思います。しかし、先ほど最後に言われました、現況調査をする中でまた様々な課題が出てくるのではないかとこのことを、今、少し言われたというふうに記憶をさせていただきます。

今回の福祉医療ゾーンの開発構想の年次計画は、スケジュール等のポイントとしてさ

きの福祉産業建設委員協議会でも示されております。スケジュールが少し遅れるということでございました。しかし、地形の測量から公図の今回の不明確が分かり、今回の補正となったものでございます。これからスケジュールというのはかなり年数が遅れていくのではないかなというふうに思うわけでありまして。遅れてくる主な要因というのは、今回の不接合のほかにもまた何かの要因があるのかということ、担当課としてのお考えをお聞かせを願いたいというふうに思います。計画が遅れるために補正予算の計上がされるのかなというのが、ここはすごく心配でございまして、予定どおり進むかどうか、また担当としてのお考えをお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 事業調整監。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） この公図の不接合以外に、現在、当面の課題は開発許可です。調整区域では、愛知県開発審査会へ図らないと大規模な開発はできません。今回の計画は、介護老人保健施設は新社会基準の13号事案、障害者支援施設は18号事案、なおかつ現場造成や接道整備は、開発事業者とはなり得ない幸田町が行うというものでありますので、指導官庁である愛知県西三河建設事務所建築課との協議では、接道は9メートル以上の道路に接しなければならないが、その道路は開発許可申請時点で用地等が確保され、確実に築道される計画であること、13号区域と18号区域はそれぞれ独立して開発要件を備えることなどの指導を受けております。また、公図登記簿調査の部門では、分筆できずに現在の道路下に残っている民地、これも判明いたしました。それから、表題部のみで所有者欄である甲区欄のない所有権保存登記から行わなければならない土地も判明しております。また、現況測量についても、通常のメッシュ測量では現況を正確に押さえられなかったため、狭いところでは10メートル未満となる詳細な変化点ごとの測量を行っており、造成計画をこうた健幸ヒルズのパスへ近づけるには、残土等の課題が見込まれてきました。これらの課題につきましては、令和4年度当初予算へ課題解決に必要な経費は計上し、計画的に対応してまいりたいと考えております。このように事前に計画的に対応することによって、協議会でお示しました年次計画、これを守れるように年次計画を念頭に進めてまいります。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。当面は開発許可が下りるかということでございました。また、13号区、18号区、またその他道路、そのほか民地、また所有者が分からない、様々な課題があるかというふうに思いますが、しっかりとした開発が進められるように進めていただきたいというふうに思います。ただ、課題は確かに大きいのかなというふうに思いますので、どこまで進むかどうか、毎月毎月きちんとした詳細をその都度協議会等で示されていかれることを確認をさせていただきたいというふうに思います。この点についていかがでしょうか。その都度の協議会へ示していただく確認をしたいというふうに思います。

次に、未熟児養育医療扶助費300万円についてお伺いをいたします。

当初予算では、未熟児養育医療扶助費は280万円が予算化をされております。今回は300万円ということで、合わせますと今年度は580万円になるかなというふうに思っております。今回、見込みを上回ったことにより扶助費が300万円計上されたわ

けでございましたが、見込みを上回った要因、対象人数などをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 事業調整監。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 長嶺北部地区の福祉医療ゾーンにつきましては、次回11月の福祉産業建設委員協議会で基本設計案の取りまとめを提出したい、このように考えております。ただ、現段階で少し作業に遅れもあり、また課題の解決方法も検討に時間を要することが予想されます。この協議会では分かってる段階の資料、これを取りまとめて出す、このような姿勢になろうかと思いますがよろしく願いいたします。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 未熟児養育医療扶助費についての御質問でございます。

こちらは、予算上は10人、28件ということで計上させていただいております。この28件というものでございますが、1人1か月当たり10万円の医療費をこれを1件として積算したものであります。1人月当たり10万円の医療費を1件ということで、28件分を計上させていただいております。これに対しまして、6月の診療分、これは8月末現在の支払いまでの実績でございますけれども、これがもう既に9人、21件となっております、4か月で予算の3分の2を支出している状況となっております。

今後の決算見込みといたしまして、対象人数が19人、58件を見込みまして、予算と決算見込みを差引きして9人30件分、つまり300万円の補正要求をさせていただくものでございます。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 分かりました。当初予算の考え方としては、10件で1人10万円の28件分で当初予算はしたよということで、今回は9人で30件分をやったということでございます。ここで、対象となる未熟児養育医療扶助費の対象の未熟児というのは、出生体重が2,000グラム未満が対象だというふうに思っております。そして、年間の出生者数は何人か、そのうちの中で低出生体重児、これは2,500グラム未満の子どもをいいます、また極低出生体重児1,500グラム未満は何人か、超低出生体重児、これは1,000グラム未満でございますが、これが何人ぐらいいらっしゃるかということをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 先ほどの未熟児と申しますと、出生児体重が2,000グラム以下ということでございます。それで、本町におきます令和元年の状況でございますが、元年の1月から12月の低出生体重児、出生体重が2,500グラム未満の方につきましては32人、このうち1,500グラム未満の極低出生体重児が1人、1,000グラム未満の超低出生体重児は1人もいないということでございます。令和元年の出生数は395人ということでございますので、低出生体重児の割合が8.1%程度となっております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。人数は分かりました。

私は、平成30年の12月議会のときに、低出生体重児の手帳をぜひとも作っていた

だきたいという質問をしたわけでございます。そのときは年間の出生者数が411人、低出生体重児が34人、極低出生体重児が3人、超低出生体重児が0人で行いました。発育や表情、また小さな成長が細かく記録できるような低出生体重児など向けの母子手帳の作成を提案をいたしました、現在の現況というのはいかほどになっているのかというのを聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 低体重児向けとしましては、愛知県が母子健康手帳を補完する手帳としまして、今年4月からあいちリトルベビーハンドブック、こちらの冊子を作成しまして、配付を行っているところでございます。低体重児の場合は、身長や体重などの成長、それから運動機能の発達はゆっくりでございます。規定の様式は使いにくく、心理的負担や不安を増強させることがあるということで、ゆっくりとした成長発達であっても、保護者が子ども自身の成長に喜びを感じ、育児不安等の解消を図ることを目的にしているものであります。

配付対象者につきましては、愛知県内に住所を有する出生体重1,500グラム未満の子どもで、近隣では安城更生病院にある総合周産期母子医療センター、岡崎市民病院にある地域周産期母子医療センターにおきまして、希望される方へ配付されているということでございます。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 分かりました。今年4月から、あいちリトルベビーハンドブックというのが作られたよということで、この手帳を希望する人たちは周産期云々のところで厚生病院とか、あと岡崎市民病院にある周産期云々というところだけでいただけるということでございます。

発育など小さな成長が記録されることで、母親が安心感を得られるということはよかったのかなというふうに思っているところでございます。しかし、先ほど部長も言われましたように、このハンドブックでは出生体重がおおむね1,500グラム未満ということであります。今回の未熟児養育医療扶助費の対象は200グラム未満でございます。200グラム未満の出生児にもハンドブックがあることを周知し、また配付されることをお願いしたいというふうに思いますが、この辺についてはいかがでしょうか。扶助費を頂ける出生児というのは、やはりいろいろなお母さんたちの不安もありますし、成長も少しは遅いのかなというふうに思いますので、私は、この扶助費を頂いている子どもたちにもこのハンドブックが頂けるような、そういうことをお願いをしたいというふうに思うわけですが、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） もう一度確認をさせていただいておきます。未熟児につきましては、出生児体重が2,000グラム以下ということの子どもさんでございます。

それから、あいちリトルベビーハンドブックの配付につきましては、医師等が体重1,500未満の子どもと同等の支援が必要と認められるお子さん、こういったお子さんについても配付が可能となっているという情報を得ております。ですので、1,500グラムから2,000グラムまでのお子さんにつきましても配付される場合があるという

ふうには考えているところでございます。

また、本町の現行の母子健康手帳でございますが、出生体重が1,000グラムから記入できるものでありまして、はざまの1,500グラムから2,000グラムの子どもも対応が可能だとは考えております。さらに本町では、双子の場合につきましては、体重が低体重となる場合が多いということでございまして、双子手帳というものを準備しておりまして、サポートをしております。今後も引き続き、子どもの保護者に対しまして御意見を頂戴しながら、子どもの成長発達や育児に関する不安が軽減でき必要な支援が提供できるよう、産科医療機関を始め各関係機関と連携を図りまして、必要な支援が提供できるように取り組んでいきたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ぜひともよろしくお願いをしたいというふうに思います。

このハンドブックは、医師等から同等の支援が必要だとあれば、1,500グラム以上あっても配付できますよということでございますので、しっかりとしたそのことも母親等には周知をしていただきたいというふうに思います。

それから、現行の母子手帳でございますが、確かに1,000グラム以上から記入ができるようにはなっているということは分かっておりますが、そうしますと成長が遅いわけでありまして、身長・体重等も下の底辺をずっと記入するような形になってまいりますので、ぜひとも愛知県のリトルベビーハンドブックがあるといいかなというふうに思っております。双子の手帳も、これも評価をしたいというふうに思っております。

次に、（仮称）北部地域包括支援センター整備工事費1,072万円についてお伺いをいたします。

これは改装等の工事で764万円、シニア・シルバー世代サポートセンターと出入口は同じでございます。改修工事内容で、相談者の個人情報を守られるかということをお聞かせを願いたいというふうに思います。先ほどの答弁では、個人情報は守られるよ、また相談のときは個室の共有の相談室があるからそこで相談ができるよとか、また鍵付の倉庫もあるよということで答弁をされたわけでございますが、やはり本当に相談者の個人情報というのが一番大切でございますので、再度お聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、入り口を入れれば自然とシニア・シルバー世代サポートセンターの人たちと職員の人たちと顔が合うわけでございます。相談者が安心して相談に来られるように、相談内容が聞き取れないように配慮をお願いしたいというふうに思います。この辺についていかがでしょうか、お聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 北部地域包括支援センター整備工事費ということで、個人情報が守られるかということで、先ほども質問のほうにお答えをさせていただいたところでございます。ハード的な部分につきましては、しっかりとした個室、共用の会議室ということで、プライバシーの配慮には努めていきたいというふうに思っております。それから、何よりもそこに勤務する職員、それぞれの施設の職員の服務規程ですね、こういったものがやはり一番重要になってくるかと思っております。地域包括支援センタ

一については介護保険法の中で、またシニア・シルバー世代サポートセンターは就業規程、それから協議会の設置要領というもので守秘義務というものが定められております。地域包括支援センターについては市町村が設置主体とされておりまして、その責任主体としてセンターの運営について適切に関与しなければなりません。公益的な観点につきましても、市町村の直営のみならず法人委託のケースにおいても全く変わりがないものであります。これを踏まえまして、個人情報の管理の徹底をしていきたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ぜひとも個人情報を保護していただきたいというふうに、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それから、シニア・シルバー世代サポートセンターが手狭にならないのかなということもありますが、その辺についてのお考え、また駐輪場も出ておりますが、これは屋根付であるかどうかというのと、あと駐輪場の台数はどのぐらいか。

また、駐車場の舗装工事として308万円が計上されております。現在の砂利の部分の見取図などがありましたらお聞かせを願いたいというふうに思います。それから、屋根付の駐輪場の場所や舗装工事部分の見取図などがありましたら、併せて提出をしていただきたいというふうに思いますが、その辺についてお考えをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 今回改装するスペースにつきましては、現在、シニア・シルバー世代サポートセンターがセミナー等を行っておりまして、そのスペースがなくなることとなります。地域包括支援センターの整備後につきましては、公民館や幸田駅前の西信の2階、商工会議所等を利用する予定としております。

駐輪場につきましては、施設正面に向かいましてポストがございます。そのポストの右の場所に屋根付ということで予定をしております、幅1.8メートル、奥行き2.2メートルで計画をしております、自転車3台程度の駐輪場を予定しているところであります。

それから、駐車場の舗装に関することでございます。施設西側駐車場の側溝部分から西側を計画しております、現状のごく一部の舗装部分は、はつりまして再舗装する予定であります。この見取図につきましては、駐車場舗装工事部分、駐輪場の場所等を含めまして、後日、資料のほうで提出をさせていただきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ぜひとも見取図等を示していただければありがたいかなというふうに思います。

それから、駐車場の入り口には、シニア・シルバー世代サポートセンターと藤田医科大学地域包括ケア中核センターという大きな看板がございます。今回の北部の地域包括センターの看板の取付はどのようにされるのかということと、あとシニア・シルバー世代サポートセンターの手狭というのは、今セミナー等は公民館とか西信の上の会議場を使っていくということで分かりました。その辺についてお伺いをいたしたいというふう

に思います。看板についてお伺いをいたします。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 施設の正面の1階と2階の間、それから施設の北側の外壁、こうした2か所に看板を取り付けていきたいという考えを持っております。それから、正面の大看板でございますけれども、既に現施設の名称で埋まっている状況でございますが、これは張り替えが可能となっておりますので、デザインや表記の仕方を含めまして、各団体及び受託事業者と調整をして取付けをしていきたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 看板の件については2か所をやりますよということと、張り替えができるので、今の現在のところも考えていくということでございます。この場所は本当に奥まっておりますので、はたから見た場合は本当に分からない場所でございますので、ぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、新型コロナウイルス感染症の保健衛生費480万円についてお伺いをする前に、まず健康福祉部長に確認したいことがあります。

さきの本会議の答弁で、コロナ対策の窓口を今までどおり健康福祉部福祉課というふうに言われたというふうに私は記憶をしておりますが、窓口は健康課ではないでしょうか、確認をしたいというふうに思います。

それから、1人5,000円の根拠はどこにあるかということをお聞かせを願いたいというふうに思います。町内の診療所20か所でございます。コロナワクチンに関わる町内の診療所の従事者の方々には、当初から感謝の気持ちを伝えたいというふうに思っておりましたが、今回クオカードとメッセージが渡るということでございますので、これは感謝の思いが伝わるのかなというふうに思います。しかし、コロナ接種に入る前に歯科医師会、薬剤師会など三師会において。

○議長（足立初雄君） この際、申し上げます。時間切れとなりました。

○12番（水野千代子君） すみません。よろしくお願ひいたします。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 先般の一般質問について御指摘をいただきましたが、再度答弁をさせていただきます。

今後の新型コロナウイルス感染症対策の窓口につきましては、健康福祉部福祉課ではなく、これまでどおり健康福祉部健康課となりますので、よろしくお願ひをいたします。

次に、1人5,000円の根拠ということでございます。

本事業につきましては、長期にわたるコロナ禍の下、自らも感染するリスクを負いながらこれに屈することなく、強い使命感を持って、町民の命、健康と地域医療を支える医療従事者の皆様に対し、感謝と応援の気持ちを込めクオカードを配付するものであります。役務の提供に対する対価、いわゆる報酬とは異なっております。金額を一律としまして、その実施に当たりましては、新型コロナウイルス感染症対策基金を充てることとしておりますが、一緒に共同して事業を行います岡崎市としても、実施可能な財源の枠内とさせていただきます。決して十分な額とは言えませんが、少しでも医療従

事者の皆様に本町の思いを伝えていきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、昼食のため、休憩といたします。

午後は、1時10分より会議を開きます。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時10分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、田境毅君の質疑を許します。

1番、田境君。

○1番（田境 毅君） それでは、第47号議案、歳出、15款総務費、10項総務管理費にあります新型コロナウイルス感染症対策補助金1,000万円についてであります。

今回、区の実情に合った感染対策物品を購入することができ、対策に必要な物品は全ての区で満たされたと認識すればよいのでしょうか。例えば対象施設であれば、各行政区に指定避難所があると思います。そちらと重複するのかなというふうに思っておりますが、こういった指定避難所に該当する公民館、コミュニティホーム、老人憩の家など全部で43ぐらいの施設があるかと思いますが、全てに対応されるかなど、申請の実情及び23行政区の対策水準について、町としてはどのように確認し評価をされていくのか伺います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 各区には、今、議員がおっしゃいましたように複数の集会施設等がございます。その全ての施設に対して今回の対策が網羅できているのかどうかということにつきましては、今回は事前に調査をさせていただいて、区長さんが必要というふうに思われたものをピックアップしていただいて、それに極力お応えできるような予算措置をしまいたというふうな経緯でございます。

町として、事業実施をどのように確認をしていくかということでございますが、各区の対策水準をどのように確認していくかということについては、補助事業完了後、町の職員が各集会施設を訪問し、今回購入した物品等が間違いなく設置されているか、区長様の立会の下、確認をさせていただきたいというふうに考えております。また、それに併せて、昨年度、全区に支給した消毒液が設置されているか、またカラオケ対策用に支給したパーティションが活用されているか等、その他基本的な対策がなされているかどうかという点についても確認をさせていただき、万が一不十分な状況等が見受けられれば、その是正をお願いし、各区の御事情に寄り添って共に対応を考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 現状は今申請を出されたところということで、今回物品が入った後に町としては確認をしていかれるということだったかと思っております。現状ですと、やはり物品が入った後に確認をする中で、もし万が一不備があったときには、答弁のとおり、相談を受けながら寄り添った対応で物品をそろえていくという方向だというふうに今受

け取ったわけですが、やはり、どの地域に住んでいても同様に町民の方は安全で安心な施設運営ができる、これが町民の期待ではないかというふうに考えております。町としての現状把握と支援、指導を期待するところであります。

次に、感染力の強い新たな変異株によって状況は刻々と変化をしており、予断を許さない状況です。本町でも、昨日時点で469人の陽性者が報告をされております。感染拡大防止は、ウイルスの存在が想定されるものを触った際には、自分の体を触る前に手洗いするなどの定期的に体についたウイルスを落とす、こういった行動を徹底して実践することが重要だと考えます。

原点に立ち返りますと、厚生労働省が公開している新型コロナウイルスの消毒・除菌方法については、手や指についたウイルスの対策は洗い流すことが最も重要とされております。手や指に不着しているウイルスの数は、流水による15秒の手洗いだけで100分の1に、石鹸やハンドソープで10秒もみ洗いし、流水で15秒すすぐと1万分の1に減らせる。手洗いがすぐできない状況ではアルコール消毒液も有効、ウイルスの膜を壊すことで無毒化するものであるとあります。そこで質問ですが、ワクチン接種できない方を守るには、一人一人の体にウイルスを入れない行動が最大の感染予防と改めて思うところであります。現状を乗り越えるために、住民への啓発や課題など取組の考えを伺います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 先ほどの私の答弁の中で、町職員が現地へ出向いて確認をさせていただいて、十分でない部分があったら共に考えて対応を検討していきたいというふうに答えさせていただきましたが、それでは不足分を即町のほうで追加で予算を措置をして購入していくかどうかというのは、ちょっと明確に答弁するところではございません。その後の感染状況等にも留意しながら、それに必要な対策を検討していくべきというふうな問題意識は持っているというところでございます。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 現在、12歳未満の子ども、ワクチンの成分に対しましてアナフィラキシーなど重度過敏症の既往症のある人にはワクチンは打てません。議員が言われるとおり、ワクチンを接種できない人を守るには、体内へのウイルスの侵入を許さない感染予防対策がかぎとなってまいります。本町といたしましては、これまでどおり一人一人の基本的な感染予防の徹底を呼びかけていきたいと思っております。

住民への啓発方法としましては、誌面、タウンメール、インターネット、ケーブルテレビ等様々な手法で現在行っておりますが、毎日変化する情報につきましては、誌面では更新頻度が限られるため、インターネットを中心とした情報発信が中心となっております。

今後の考えとしましては、特に高齢者については、今回のワクチン接種の予約において顕在化したように、インターネットの活用が難しい方がいることも考慮しまして、広報とは別に臨時チラシの発行を増やしたり、公共施設、町内の商業施設等への感染対策に係るポスターを掲示したりし、年代にかかわらず目に触れやすい機会を増やすように努めていきたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） ただいま報告がありました最初の答弁のほうで、配備不足分のところについては、やり方は購入というわけではなくて、検討をしながら進めていくということは理解をしました。

それから、あと広報、告知の件ですが、きめ細やかにいろいろな対応を、今までもされて努められているということは理解をしています。特に誌面、インターネットリテラシーの関係でなかなか届かせにくい方には、先ほどおっしゃられた臨時のチラシですとか、立ち寄られる先にいろいろな告知するようなものを掲示をするということは確かに有効な手段だなというふうには考えておりますので、ぜひ、こういったところには積極的に伝えるための工夫をしていただきたいというふうに考えます。いずれにしましても受け側が慣れですとかマンネリ化をしないように、適切なタイミングでの行動実践を促す周知など、工夫を期待しております。

また、対策水準に先ほどのばらつきがあった場合ですが、今後の検討としては、やはりコロナ対策基金等々も考え、どういった形で水準を合わせていくかということは課題としては大きいことかなと考えておりますので、対応の検討のほうをぜひお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

20款民生費、10項社会福祉費、15目（仮称）北部地域包括支援センター整備工事費1,072万円であります。今回は、改装と駐車場舗装等と説明がありました。シニア・シルバー世代サポートセンターが入っている場所に設置をされます。先ほど午前中の答弁でも伺ったとおりであります。地域包括支援センターの担う事業は、将来を見据えた重要なものであり、安全・安心な環境を利用者へ提供できなければならないと考えております。

安全・安心な公共施設であるために、民間の安全基準も参考に、避難通路と位置づけて安全な通路幅1.2メートルを確保すべきではないかというふうにも、細かいところでは考えております。今回、異なる2つの事業が混在するため、窓口カウンターが向かい合わせになるなど、駐車場から施設内部までの人の動線が混在をする、そういった状況にあります。通路幅確保に工夫が必要ではないでしょうか。健常者ではない利用者の避難通路の観点で考えを伺います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 先ほどの感染対策でございますが、議員がおっしゃられたように手洗いによる科学的根拠、こうしたものであるだとか、やはりそのときの情報を早く伝える工夫、慣れやマンネリ化を防ぐということも大事かというふうに思っております。それから、そういった感染対策についての対応、感染対策の検討を進めていきたいというふうに思っております。

それから、北部地域包括支援センター整備工事の関係でございます。通路幅等の問題でございますけれども、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律というものが、これはバリアフリー法と呼ばれているものであります。この建築物移動等円滑化の基準におきまして、車椅子での移動を考慮しまして、通路廊下幅の1.2メートル

ル確保が必要とされているところでございます。

現在の計画におきましては、向かい合わせとなるシニア・シルバー世代サポートセンターのカウンターと地域包括支援センターのカウンターの間は2メートルを予定しております。この2メートルにつきましては、義務づけの対象ではない廊下等での望ましいレベルとされております1.8メートル、こちらについてもクリアをしているものでございます。実際の現場でのシミュレーションにおきまして、それぞれのローカウンターにおきまして人が椅子に座った場合を想定してみました。この場合でも1.2メートルの間隔を確保できており、安全基準が確保されていると考えております。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 答弁の内容から、法にのっとり安全な設計がされていることを理解をしました。

次に、空き家利活用事業ですとか、今後の公共施設改修などいろいろと計画をされていくかと思えます。先ほど御答弁があったとおり、安全は全てに優先するものでありまして、反映すべきところをきちんとこういう通路幅ですとか反映をしていくべきかなというふうに考えております。いろいろ担当はあると思いますが、お答えできる範囲で結構ですので、こういった内容について考え方を伺いたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） それでは、いろいろな空き家利活用、公共施設改修が今後も計画されているところでございます。代表して答弁のほうをさせていただきます。

今後の公共施設等の整備を行うに当たりましては、先ほどのバリアフリー法を始めとしまして、利用者にとって安全最優先、使いやすい施設となるよう先ほどの基準、また防火・防災上の安全基準を満たす設計として整備を行ってまいりたいと思っております。なお、既存施設におきましても、災害等が発生した場合、利用者が安全に避難できるよう定期的な消火設備点検、また避難訓練等を通じまして、施設内の安全点検を図っていきたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 各法令にのっとり安全に設計をされていくということが確認をできました。ぜひ、健常者以外の利用も想定される施設もたくさんありますし、今後のこういった公共施設を整備する上ではいろいろ課題も出てくる部分かなと考えております。皆さんが安全で安心な利用ができるように工夫ですとか配慮を期待をして、質問を終わります。

○議長（足立初雄君） 1番、田境毅君の質疑は終わりました。

以上で、第47号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第48号議案から第51号議案の質疑を行います。

以上4件は、通告なしであります。

以上で、第48号議案から第51号議案の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第1号の質疑を行います。

6番、黒木一君の質疑を許します。

6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） 私は、ふるさと寄附金事業についてちょっと御質問させていただきます。

町の事業を推進していく上で、今までふるさと寄附金が重要な位置にあったと思います。これからもそれを続けるためには、まず昨年度僅かですけれども減収になったという要因を洗い出して、精査しなければいけないと思っております。

まずはお聞きします。減収となった大きな要因は何でしょうか。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） ふるさと納税の減収な主な要因でありますけれども、まず令和元年度の決算額は38億4,967万4,505円でありましたが、令和2年度の決算額は27億753万2,200円となっております。対前年比で29.6%の減少、約11億4,214万円の減収となっております。

一方、全国での状況でございますけれども、寄附件数は約3,489万件、寄附金額は約6,725億円となり、件数また寄附額共に過去最高で、前年と比べまして約1.4倍に増加したという結果となっております。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大によるいわゆる巣籠もり需要で、農林水産物などの第一次産品が返礼品で人気が集まったことによるものであるというふうに分析され、また報道されている状況でございます。

幸田町におきましては、エアウィーヴ社製品の申込みが最も多く、寄附額の約95%を占めております。このような寝具類につきましては、毎年購入をするというのではなく、巣籠もり需要に合った返礼品とならなかったということが今回の減収の要因であるというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） 私が一番危惧しているのは、今まで愛知県で幸田町が順調な伸びを示していた。ところが、つい年度末の新聞では、隣の町の碧南市が幸田を追い抜いたということで、非常に残念に思っております。その碧南が要するにそこまで伸びた要因は何かつかんでみえますでしょうか。もし、つかんでみえたら教えてください。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 令和2年度におきましては、碧南市が県内でトップになっている状況でございます。この要因につきましてはですけれども、碧南市におかれましては、令和2年度29億6,500万円の寄附がございました。前年度の碧南市は、令和元年度ですけれども20億7,300万円でありましたので、8億9,200万円の増となっております。特に人気があった返礼品につきましては、お米が約8億円、ナッツ類が約4億円、ウナギが約2億5,000万円、天津甘栗が約1億9,000万円、フライパンというふうな内容となっております。令和2年度におきましては、御家庭で過ごす時間が増えたことによりまして、先ほど申し上げました巣籠もり需要に合致した返礼品を碧南市のほうさがそろえ、令和元年度から令和2年度に8億9,200万円の増加という状況になったというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） ありがとうございます。

そこで、2番目の質問に入るんですけども、幸田町もそろそろラインアップの見直しをする必要があるんじゃないかと。要するに、古いまま載せたやつをそのまま引きずっている部分もあるし、新しいものを載せた部分もあると思うんですよ。けども、国民はやっぱり新しいものに目移りがすると。こういうブームで食料品に人気が集まったとしたら、やっぱり幸田町もお米もあるわけですし、食べ物は何があるか分かりませんが、そういうものを模索して対抗できるようなことをやる必要があるんじゃないかなと思います。そこで、2番目の質問に入りたいと思いますけれども、新しい返礼品、それは幸田町はあるのか。それとも、これを伸ばしていこうという返礼品は何かお考えがあるのか教えてください。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 今後の増進に向けての方策ということでございまして、今年度重点的に取り組んでおりますことは、新しいパートナー事業者を新たに開拓していくということ。また、それによって返礼品の拡充を行っていくというようなことに取り組んでおります。また、エアウィーヴ様に新商品の開発ですとか、既存品のアップグレード等にも努めていただいております、販売力を高めるような打合せを定期的には実施しております。また、随時ふるさと納税の返礼品を御提供いただけるパートナー事業者の募集を行っており、こういった拡充には努めております。また、幸田町を選んでいただけるようなポータルサイト作りですとか、効果的な宣伝広告の掲載にも努めているところでございます。

○議長（足立初雄君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） ありがとうございます。

そこで、私の素人なりの考えですけども、返礼品に限度額があるんですよね、と聞いております。限度額があるのであれば、2つの商品をくっつけて、例えばお米が幸田町は有名であればお米ときれいな水を作る云々とかをセットにして出すとか、そういう合わせ技ですね。できるかどうか分かりませんが、そういうものも発想的には考えて、既存の考えでいくだけではなくて新しい変化を求めて、そういうことを変えていくのも必要ではないかなと思っています。ぜひ、そういうことが、2つの商品を合わせるということは企業と企業が合意しなくてはいかんと思うんですね、そこは行政に御苦労願って、何とかやってもらおうとか。エアウィーヴだけに頼っていたら、ふるさと納税がある期間に幸田町はもっともっとどんどん稼いで、新しい事業とかそういうものを実行していかないかんと思うんです。そういう意味で、エアウィーヴも福島に工場ができると聞いてますので、日本人というのは判官びいきですから、そういう東北震災があったところに工場があったら、同じエアウィーヴだったらそこからもらおうとかいうことにますますなっていくんじゃないかなと思います。残念ながら幸田に目ぼしいのがないのかどうか分かりませんが、エアウィーヴ一辺倒で来たつげが回ってくるのではないかなと思っていますので、ぜひ新しい視点でそういうのを考えて展開していただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） エアウィーブが95%以上ということでこの1社に頼ってはいはということで、今、貴重な御提案をいただいたところでございます。企業間のコラボ返礼品のセットということにつきましては、テーマを決めてコンセプトを持ち、またどういった方をターゲットにするのかというそういったことをきちんと絞って、寄附者にとって魅力的な返礼品を各事業者の皆様の御協力をいただき取り組むことは、今後実施をしていくべき有効な御提案であるというふうに考えております。今、おっしゃられたとおり、例えば健康をテーマにいたしまして、幸田産の有機米と水をきれいにする、きれいな水で御飯を炊いていただく浄水器の組合せということはPRできるセットになり得るのではないかと今感じております。いずれにしても関係者の皆様の企業と企業の皆様の御理解と御協力が必要になります。こういったことを御理解を求めながら実施していくことは、非常に今後の幸田町のふるさと納税のさらなる寄附を頂くということに関しては有効であると考えますので、検討してまいりたいと思います。

○議長（足立初雄君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） 幸田町にも、次の質問に移りますけれども、昨年度、AEDをまず初めにコンビニに入れていただきました。それから、今年になってからは各地区の公民館にも入れてもらうということですが、最初の質問は、コンビニに入れたAEDが、本来は命を救う機械ですので使用されていないほうがいいんですけども、ただ置きっ放しでもまた問題がありますし、町民の方にももっと大々的にPRして、いざというときに使ってもらいたいことを図ってもらいたいことを考えています。そこで、まだ期間が1年もたっていないうちで、ないはないにこしたことはないんですけども、AEDをコンビニに置かれて活用状況等を教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（足立初雄君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 町内コンビニエンスストア20店舗に、24時間いつでも誰でも使用できるAEDを設置しております。活用状況は、コンビニエンスストア従業員が操作をするのではなく、必要な方にAEDをお渡しするという条件で、他の市町と同様に設置に関する協定書を締結しております。理由としましては、従業員の多くの方がアルバイトであるため講習会の実施が難しいとのことであります。

なお、講習会の実施状況につきましては、令和元年に1,741人、令和2年度はコロナ禍の影響もあり、617人の町内の在住・在勤の方が受講をされております。

設置後のAEDの使用実績は、現在のところ、幸いなことにありません。

○議長（足立初雄君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） それは結構なことだと思います。設置されているだけで皆さんが安心されるということも事実だと思いますから、使われないにこしたことはないと思っています。

今年、もう各地区のコミュニティに設定されましたよね。僕は、そこで一つ質問があるんですけども、設置する時期が決まったら、併せて講習会の案内もやるべきではなかったかなと思います。いまだ講習会を、若干各地区で組んでみえるところもあるんですけども、組んでいないところが大部分ではないかなと。僕の経験からいきますと、

AEDは3時間1単位ということで講習は聞いております。僕自身五、六回受けましたけれども、五、六回受けても自信がないですね。機械が放送を入れてくれるということはあるんでしょうけれども、人の命を預かるためにやっぱり自信がないというかな。だから、相当教育をしないとできないんじゃないかなと思います。それで、これも提案でございますけれども、ぜひ講習会も各地区で、僕はやっぱり設置してある近くの人をまずメインにやっていただければと思います。遠くの人を呼んで来てやっていたら間に合わないですよ。それは一番身近なのは、取りにきて、その場でやって3分ぐらいですか、僕が聞いたところによると。ぐらいが限度かなと思っていますので、そういうものも含めて実施状況とか管理体制もぜひ考えていただければと思います。よろしく願います。

○議長（足立初雄君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 行政区のAEDの設置については、設置する際に区長様に講習会の開催をお願いしております。現在はコロナ禍のために、ちょっとためらっている区長さんもいると思われま。

講習会のほうなのですが、コンビニエンスストアと同様に開催の継続を実施してまいります。今年度になります。現在、5行政区、こちらの区長様のほうから申出がありまして、現在進めているところであります。

今後開催される地区の防災訓練でもAEDの取扱いについて、住民の皆様や各地区の役員の皆様、こちらのほうにも説明をしていきたいと考えております。また、偶数月には少人数、個人での申込みもできる講習会の開催も幸田広報等で御案内をしている状況であります。

○議長（足立初雄君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） ありがとうございます。これは積極的に広報活動をやらないと、なかなか動いてくれないと思います。特に夜はまず動かない、昼間だと若い方々は勤務しておりますよね。だから、そういう意味では土日、消防署の職員の方には申し訳ないけれども、土日を大いに活用してやってもらおうと、しばらくはという方法を考えていただきたいと思います。

終わります。

○議長（足立初雄君） 6番、黒木一君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時53分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） まず、要求しました資料の提出ありがとうございます。

初めに、令和2年度の一般会計決算の概要とそこから見える問題点等を指摘してから、通告した項目についてただしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

一般会計決算は、歳入が229億8,600万円、歳出が220億3,400万円となり、次年度への繰越1億500万円を除く実質収支額は8億4,700万円であります。一見8億円以上の黒字で何ら問題がないように思われます。しかし、中身をよく見ると安心してはられない点がございます。歳入のうち8億7,900万円は前年度繰越金であります。この繰越金を除いた単年度収支は3,183万円のマイナスであります。愛知県内第2位の27億円を超えるふるさと納税があり、さらに財政調整基金から7億8,000万円を繰り入れてもなお3,000万円余りの単年度では赤字であったことは、財政運営を根本から検証しなければならないことではないでしょうか。その観点から、あらかじめ通告した項目について順次質問いたします。

まず、歳入、70款寄附金についてお尋ねいたします。

ふるさと納税は、3億円の収入不足であります。補正予算で減額されなかった理由をお尋ねいたします。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） ふるさと納税は、予算に対して3億円の不足をしているということで、3月補正予算で減額しなかった理由といたしましてでございますが、令和2年度のふるさと寄附金は、最初の予算額であります30億円に対しまして決算額は27億753万2,200円となり、予算に対しまして2億9,246万7,800円の不足となっております。このことにつきましてですが、ふるさと納税につきましては歳入と歳出が連動しており、歳入の50%を経費として支出しておりますことは周知のことかと存じます。

今回、3月の補正予算で減額しなかったということにつきまして、令和元年度における1月から3月までの累計は2億9,343万5,000円でありまして、令和2年度の1月から3月の累計は2億1,325万4,000円で、令和元年度と比較をいたしますと約8,000万円の減というふうになっております。また一方、平成30年度の1月から3月の累計は5億68万6,000円と6億円に近い収入という実績になっております。これらの状況を見ながら、今回3月補正の資料を作成をいたしました1月の状況におきましては、前年対比が101.5%であり、2月・3月の前年度と同額以上の御寄附を頂けるのではないかとということと、それから、また何らかの要因で平成30年度が1月から3月に約6億円の収入がございましたので、平成30年度並みに転じて予算額の30億円に近く達するということも期待をいたしまして、3月補正での減額をいたしませんでした。その結果としまして、歳入は約3億円の収入の不足が発生をいたしまして、それに歳入に連動いたします歳出もその2分の1であります1億5,000万円の支出が未執行という結果となっております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 収入の過大計上は決して好ましいことではありません。今、言われたように、返礼品などの経費が2分の1以上必要で歳出と連動するということは十分承知しております。先ほど言われましたように、例えば平成30年と同じだけの寄附があった場合、これは歳出も不足をしていたわけです。ということは、相当多く予算計上しないといかんことになってくると思います。そのようなことを避けるためには、予算

編成上のシステム的には歳入と歳出は連動するとしても、予算編成上の何がしかの工夫が必要なのではないかなというふうに思います。財調で一部を当てておくとか、そういう考え方が考えられると思います。

ふるさと納税制度につきましては、菅総理が総務大臣当時に制度化をされ、総理就任のときも退陣記者会見のときにもそのことを強調されておられました。菅総理が言われるように、この制度が本当に地方のためになっているのか、私には甚だ疑問があります。総理の退陣とともに、制度見直しの可能性が私は高いように感じています。本町の返礼品は高額な部類に属していますので、見直しされた場合の影響が心配であります。ふるさと納税制度の将来展望については、また後日特別委員会でお尋ねをすることといたしまして、歳出の質問を次に行います。

歳出、15款、10項、22目安全対策費、災害用マンホールトイレ実施設計につきましては、当初予算が2,190万円、決算額1,950万円であります。これは下水接続方式なのか、貯留方式のどちらであったのかであります。2年度の当初予算の説明では、下水道への接続方式だったと思います。3年度当初予算の説明では、工事に当たっては貯留方式で行っているという説明がございましたが、これはどちらで設計をされたのかお答えをいただきたいと思えます。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 災害用マンホールトイレの実設計についてのお尋ねでございます。

この実施設計については、下水道接続か貯留方式かということですが、今、議員がおっしゃったとおり、当初契約の方式については、大規模災害発生後、下流側の下水道管路や処理場が被災していない場合、また一定の貯留機能を持たせ管路等が被災しても復旧後に下水道管路が使用できることを期待し、一定の貯留機能を持つ流下式を予定し、そう説明もさせていただいていたかと思いますが、実施設計業務の中で調査、比較、検討した結果、まず1点目としては避難所、いわゆる学校内での排管整備に大きなコストがかかること、また2点目として、発災後、下水道管路の損傷確認及び復旧に一定期間を要すること等が想定されることを踏まえまして、災害用マンホールトイレの機能性、例えば使用に当たって汚物を流す水が要るか要らないかとかいう機能性、また適用性、発災後にすぐ使用することができるかどうかという点、そして経済性等々の観点から総合的に判断をいたしまして、単独便槽貯留方式を採用させていただいたということでございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） それで、実施設計においては貯留方式でも設計されたということだと思いますが、そもそも下水接続と貯留方式では根本的に工事内容が異なりますよね。こんな重要な根本的な変更が実施設計段階で行われることが、私はちょっと信じられないわけでありまして。工事手法の検討をあらかじめ行い、その上で実施設計を発注すればトータルで安くできたのではないかと、どうもそんな気がしますし、拙速な印象を受けます。検討が不十分なまま事業が進んでいくことのないようお願いをしたいと思います。次に、15款、10項、40目企画費について、5点ほどお伺いいたします。

1点目は、2つ社会実験が行われております。藤田乗合直行タクシー1,082万円、デマンド型乗合タクシー1,007万円、この成果、今後の見通し等をお答えいただきたいと思います。

2点目ではありますが、小崎侃氏の版画展であります。この必要性和成果についてお答えをいただきたいと思います。また、このほかにも小崎侃氏に係る支出があればお答えをいただきたいと思います。

3点目ではありますが、相見駅イルミネーションの必要性、三ヶ根駅との経費比較についてお答えをいただきます。

それから、4点目ではありますが、空き家利活用調査設計費、これは当初予算では社会活動促進サロンとして990万円、決算額671万円ではありますが、その成果品の内容等についてお知らせをいただきたいと思います。

最後の質問ではありますが、駅前空き店舗利活用について、予備費充用で行われております。この現在の利用状況をお聞かせください。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） マンホールトイレの件でございます。別発注で基本設計、その成果を受けて作成した方式での実施設計という二段構えと、今回のように実施設計の中で比較検討の上での詳細設計、どちらが経済的かは、具体的な金額比較をしておりませんので難しいところがございますが、複数年にわたり基本設計及び詳細設計を行うことは割高になるのではないかという懸念、そして事業完了が遅延することを避けるためにも、単年度において次年度工事発注を見据えた業務内容にて実施設計業務の発注を行ったということがございます。ある意味、議員が御指摘のとおり、事業推進に当たって拙速であったという部分も否定し切れない部分もあったかということで、反省をする部分もございます。いずれにせよ本業務委託の設計の作成については、下水道設計業務部係である下水道管路改築修繕に関する設計委託業務標準部係に基づき設計をしており、やったことについては適正な積算単価であるというふうに御理解をいただきたいと思ます。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） まず、藤田医科大学岡崎医療センターへの直行タクシーについてであります。藤田乗合直行タクシーの利用状況につきましては、令和2年4月から令和3年3月までの1年間におきまして、延べ人数484人の方に御利用いただいている状況でございます。当事業につきましては、交通手段がないという交通弱者の方々に安心して通院していただけますよう、そして治療の中断をすることなく継続して通院をしていただくことができるよう、相見駅からではありますけれども、総合病院に直行できるという安心感を持って通院いただく交通手段を確保するために、交通にお困りの方々にとっては有効な手段であると捉え実施をしております。民間企業では利益が出ない事業でありまして、行政でなければできない事業であるというふうに考えております。

しかしながら、現在の利用状況を見ますと改善しなければならない点も多くあり、今後はさらなる周知活動も一層いたしまして、併せて利用しやすくなるようなダイヤですとかルートの新検討、そしてルート検索のソフトの導入など、それぞれの交通の乗り継

ぎがスムーズになる手法を考えてまいりたいと思います。

次に、デマンド型交通のチョイソコにつきましてでございます。こちらのほうですが、高齢者の交通事故が多発しているという社会的な背景から、高齢者等の快適な移動を確保するための新たな地域内交通システムといたしまして、デマンド型交通の幸田町では初となりますけれども、令和2年10月からチョイソコ幸田を社会実験として運行を開始をいたしました。事業のスタート時点の令和2年度の目標といたしましては、会員登録数150人、利用者数を50人、また予約件数を1日5件というふうに設定をいたしました。が、利用者数につきましては若干少ない結果となっておりますが、おおむね目標数値に達しているという状況となっております。こちらにつきましても広く周知を図りながら利用者の増加を目指すとともに、利便性を高めるために停留所の新設ですとか、また現在の利用状況から対象地域の拡大ですとか、対象者の見直し拡大などを検討していきたいというふうに考えております。

今年度、地域公共交通会議の立ち上げを進めておりまして、その会議の中に利用者の代表の方々、また民間の交通事業者の方も御参加いただきまして、有料化の検討も含めてこの2つの事業の今後の方針を出していきたいというふうに思っております。

また今年度、この2つの交通に関しまして、昨年の10月からチョイソコ幸田を実施しておりまして、9月末をもちまして1年になるわけですけれども、今後11月の協議会におきまして、この2つの交通施策の実績報告をさせていただきたいというふうに考えております。

全体といたしましてですが、えこたんバスを含めた町全体の公共交通の在り方を、令和元年度中に中間見直しをいたしました都市交通マスタープランの目標の一つであります、住みやすい住みたくなる交通体系の形成のために誰もが移動しやすい交通環境の構築を令和2年度から始め、実施をしております。有料化の検討も含めて必要があるというふうに思っておりますが、先ほど申し上げましたとおり、地域公共交通会議の立ち上げを進め幸田町全体の交通システムを考え、構築をしてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、小崎侃版画展の必要性と成果についてということで御質問をいただいております。

小崎侃版画展につきましては、令和2年度は、島原市と幸田町の姉妹都市提携を平成29年10月11日に提携をいたしまして3周年を迎えたことを記念いたしまして、コロナ禍ではございますけれども、島原市とゆかりのある画家また版画家であります小崎侃氏の島原半島の風景や平和をテーマにした版画展を開催することで、多くの町民の方々に島原半島や姉妹都市島原市について知っていただくために実施をいたしました。

版画展には、令和3年2月10日から13日までの4日間で約360名の方に御来場いただいて、作品を御覧いただきました。また、開催初日ですけれども、令和3年2月10日には開会式をあじさいホールの方で実施をいたしまして、オンラインではございますけれども、島原市長様を始め関係の皆様にも御参加いただき、このオンラインでの交流も、直接お会いすることはできませんでしたがしっかりと交流ができたというふうに感じております。

また、今回、島原市様からも市所蔵のびょうぶ等の作品を多くお借りいたしまして展示をさせていただきました。小崎氏のびょうぶ作品を始め多くの作品が、令和2年度の版画展のように、県外でそのように一堂に展示されるということは初めてであり、島原市また地元の護国寺様、それから島原市文化連盟の皆様の御理解と御協力がなければ実現できなかったというふうに思っております。コロナ禍であり、人の交流は難しいものがありましたけれども、姉妹都市島原市で御活躍の版画家小崎侃氏の作品を通して文化の交流と併せまして、島原市の皆様がぜひ幸田町でも御覧いただきたいという心の籠もった心の交流ができたというふうに思っております。

また、来場者へのアンケートとしては、「良かった」、「どちらかといえば良かった」、「また「島原に訪れてみたくなった」などの多くの御意見をいただいております。

また、それ以外にも、小崎氏が本来であれば幸田町にお越しいただいて直接坂崎小学校で版画指導をしていただく予定になっておりましたが、御本人の体調ということもございましたのでDVDとなりまして、版画の指導をしていただきました。その版画の作品につきましても、併せて小崎侃氏の版画展で展示をさせていただいたところがございます。

費用に関しましてですけれども、学校教育課のほうで一部講師の謝金ということで2万円とキャンセル料の部分がございますので、3万3,780円が追加の金額になっております。

小崎侃氏の版画展については以上です。

次に、相見駅のイルミネーションの必要性和三ヶ根駅との経費の比較についてでございます。相見駅のイルミネーションの事業については、JR相見駅を利用する通勤・通学者の皆さん、それから地元の地域の方々にとって明るく歩きやすい駅周辺を形成するとともに、町のPRですとか町のにぎわい創出、それから地域の活性化を図ることを目的に実施をいたしました。

相見駅につきましてですが、平成24年3月17日に開業いたしまして以来、行政といたしましては相見駅を出発点とするJRさわやかウォーキングにおいて、町のPRに参加することにとどまっておりました。平成元年度には、駅近くの個人事業主の方が中心となって、マルシェが駅の広場において一度開催をされました。そのときには町外からも多くの方々がお見えになり、にぎわいを見せていましたが、それ以来、駅前広場でのにぎわいがなく、電車に乗り降りするだけの空間となっているような状況に感じられておりました。このような状況の中で設置に当たりましては、相見駅を多く利用していただいております愛知県立幸田高校の3年生の皆さんにアンケートをお願いいたしまして、イルミネーションの名称もアンケートによりまして「あいみのイルミ」というふうに名前をつけていただき、配置もアンケートによって設置をさせていただきました。また、オープニングには高校生の皆様にも御参加いただき、官学連携で実施をするということもございました。また、相見駅周辺地域は、区画整理により新しい住民の方々形成されている地域ですが、町のにぎわい創出の活動のきっかけとなるよう進めたものでございます。

この考え方としましてですが、幸田町のまちづくりのコンセプトは総合計画の第4次

からのコンセプトであると思えますけれども、3駅プラスワンの3駅について、3駅を中心にとすることで町の発展を考えていく上で、三ヶ根駅、それから幸田駅、それからこの相見駅のバランスを考えて、にぎわいとコミュニティ作りのきっかけ作りとして取り組んだものでございます。

4つ目の空き家等利活用調査設計委託業務でございます。こちらのほうですけれども、令和2年度の当初予算では900万円ということで、ビューレイの中の旧とみじの利活用ということで予算を計上いたしました。

この事業の目的につきましてですけれども、今後、自治体が持続可能な行財政運営をしていくことが重要であるということで、既存ストックの活用型のまちづくりというのが非常に重要であるというふうに考えております。鉄道駅周辺における空き家等、こちらには空き家ですとか空き地、また空きスペースを含みますけれども、町のイメージや地域づくりに大きな影響を与える位置にあるというふうに考えております。今回、この空き家等利活用調査設計委託業務によりまして、具体的な運営も含めました事業スキームを構築し、地方創生によるまち・ひと・しごと創生を目指すために実施をしたものでございます。

具体的には、幸田駅前地区での空き店舗の利活用の検討から空間デザイン設計まで、社会活動拠点形成を図るためワークショップによる隠れたニーズ掘り起こしからスタートし、プレイヤー育成とそれに応じた空間設計を行い、運営に当たっては、情報発信によって地域特有の魅力ある空間形成を実施したものでございます。

最後になります、こうた町家をむすびサロンです。こちらですけれども、先ほどの空き家等利活用調査設計委託業務と関連をいたしますけれども、こちらのほうは旧とみじの空き店舗ですが、こちらが耐震化の問題がございまして断念をいたしました。それで、コロナ禍ということもありまして、幸田駅前の玄関口で空き店舗の状況はふさわしくないということで、空き店舗の利活用により早急に対応したものでございます。

現在、その空き店舗の状態は解消しておりまして、周辺店舗も含めた幸田駅前銀座としてのにぎわいを保っているという状況であります。南側のB街区での空き地もコンビニエンスストアが出店したことにより、土地利用が図られた状況になっております。街路整備ですとか、電線の地中化も完了し、町の玄関口としての整備が整ってきているというふうに考えております。また、人の流れが駅前に戻りつつあり、人の滞留に結びつけるこうた町家をむすびサロンの役割が今後期待されるというふうに思っておりますが、現在、新たに店出されたいというお話も入ってきておりますので、本来の目的でありましてにぎわいを取り戻して、ここのをむすびサロンの場所を借りて活動していきたいという、そういった方につなげていくということが目的でございますので、そういった効果が少しずつ出ているという現状でございます。

以上です。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） しっかり御説明をいただきました。

社会実験は将来本格的に運行するための必要性、ニーズ、運行方法、運行経費等のデータを収集し、納税者の理解が得られる制度設計を作るために行うものだと私は思いま

す。藤田直行タクシーの年間延べ利用者は、先ほど言われました484人です。運行回数は延べ3,402回と思われます。このうち2,900回以上は乗客なしで走っていたことになります。実験をして、ゼロから得られるデータはありません。にもかかわらぬ、本年も漫然と乗客のいないタクシーを走らせ続けることが私には理解ができません。いわけであります。

チョイソコ幸田も同じように続けて行われています。岡崎市では、本町と同じ時期から六ツ美地区で社会実験が行われています。本町と異なるのは、随時データを集約して各種の分析を行い、それを公表されていることであります。私は、これが本来の社会実験の在り方だと思います。先ほど次の協議会でと言われたわけですが、2つの社会実験が漫然と続けられ、報告も利用者数だけの実験は、厳しい言い方をいたしますが何の役にも立たぬと思います。本件については特別委員会ですっきりとただすこととしまして、次に移りますが、小崎侃氏の版画展についてであります、姉妹都市の島原市とゆかりの人というだけでは必要性が乏しいのではないかとと思います。本当に良いものであるというならば、小崎氏の版画は額付で3万6,000円ぐらいで手に入るようであります。買い取るというような考え方も可能ではなかつたのでしょうか。小崎侃でなければならなかつた理由は明らかにされなければならぬと思います。

三ヶ根駅イルミネーションは地元が中心となり、公費は支出されてないと思います。行政の公平性に疑問を持つものであります。

また、空き家利活用事業の調査設計費であります、671万円かけて実績として行われたのは、実際には駅前銀座の空き店舗を予備費を充用して改修した以外に形として表れたものはありません。その空き店舗についても、当初説明のあつた社会福祉団体の活動の場となつていないのが現状だと思います。何か行き当たりばつたりで物事が進み、しっかりとした見通しの上で公金が投入されているのかどうか疑問が残ります。

以上の指摘をしておきまして、最後の質問であります、25款、10項、10目保健衛生費、藤田医科大学岡崎医療センター寄附金5,000万円につきまして、この成果はどのようにあつたのかお答えをいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 藤田医科大学岡崎医療センターの寄附金の5,000万円についての御質問でございます。

この寄附金につきましては、幸田町の藤田医科大学岡崎医療センターの位置づけということでありましては、地域医療の中心的存在と考えております。医療だけでなく福祉・介護の部分、特にリハビリ等の分野におきまして、令和元年度に本町単独で締結した連携と協力に関する協定、こうしたものに基づきまして施策を今後も進めていきたいと考えております。

昨年は病院が開設した年でありまして、コロナ禍における病院の経営状況等をお聞きしました。病院が最も苦しんでいる時期であるからこそ、時期を失することなくできる限りでの支援を行ったものでございます。

この寄附の成果等についてでございます。寄附金については、全体の運営費、ランニングコスト等に使われているということをお聞きしております。昨年度の下半期から末

におきましては、入院患者数それから外来患者数共に増加傾向を示しております。そして、今年度に入ってから、経営状況も好転してきていると聞いているところであります。また、コロナウイルスのワクチン接種も順調に進めることができ、地域のお役に立っているとお言葉もいただいておりますが、本町としましてもワクチン接種の加速化の面で大変助かっていると感じております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 岡崎医療センターは、岡崎市からの求めに応じて、想定される利用者の圏域人口割合を基に幸田町が15.51%負担して建設をされています。この5,000万円の寄附は藤田医科大学から求められたものではなく、かつ岡崎市と協調することなく寄附をされています。支援が必要であるなら、誘致したときの負担割合を基本とすべきではないでしょうか。

藤田医科大学をコーディネーターとして進められている老人保健施設の誘致では、国・県・町の建設補助、土地の無償譲与、さらには運営費補助まで求められています。国・県の補助が制度上ないことは承知で求められているような気がいたします。その分幸田町が高い割合での補助を暗に要求されているようなことになるのではないかという懸念があります。5,000万円寄附したことが、かえってマイナスに作用している気がいたします。今後の交渉においては、制度にないことはできないとはっきり先方に伝えて、町が余分な負担を押しつけられないように対応すべきであると申し上げまして、質疑を終わります。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 町の財政上、国・県の財政の補填を前提として財政運営というのはしていくべきだというふうな立場で、それはもっともであります。今回の寄附に関しましての御指摘、そういったものはしっかりと受け止めて、今後に生かしていきたいと思っております。

なお、昨年、議会のほうから9月補正の際に新型コロナウイルス感染拡大防止対策に関する意見書を頂戴しております。今後の医療機関への支援等を行う際には、岡崎市、岡崎市医師会と十分な協議、調整を図り、良好な関係を保ち対応していきたいというふうに思っております。また、町民の血税を使用して対策を講じていることの責任の重大さ、こちらをしっかりと認識し、より一層の提案事業の精査、調整を行いまして、町民第一の責任ある議案提出に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

次に、8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 認定第1号における一般会計の歳入が229億8,592万5,000円、歳出が220億3,407万1,000円ということになっております。このようにかなりの高額になったその背景には、今決算におきましては、国のコロナ対策による特別定額給付金、この分が加わっております。それと同時にふるさと納税、いわゆるふるさと寄附金がプラスしてまた加わっております。ふるさと寄附金が好調ということで、かなりの一般会計に占める金額が上がってきているわけでありまして、ふるさと寄附

金がなかったときには、大体160億円ぐらいの一般会計の額でありました。ところが、急激にこのようになってきているわけであります。

前々から指摘しておりましたけれども、ふるさと寄附金というのは、これはつかみ金であります。ですから、これに頼ることなく予算もやっていかなければならないわけであります。そのためにもお聞きするわけでありますけれども、ふるさと寄附金、これは今の幸田町にとっては税収減のカバーになっているものにほかならないと言わざるを得ない状況であります。そうした点におきましては、やはりふるさと寄附金を当てにしない体制づくりをやっていかなければならないのではなかろうかと。いわゆる先ほどの伊澤議員の指摘と同じような観点でありますけれども、そこでお聞きをするわけでありますが、ふるさと寄附金の使途の明確化、それとその配分について、これをきちんとやっていかないとずるずるとふるさと寄附金を当てにする財政運営が続けられていくのではなかろうかと危惧するものであります。ふるさと寄附金の使途の明確化、これはいわゆる明確になっていると多分答弁されるというふうに思うわけでありますが、主要な施策の成果の説明書でもあります、47ページ、ここに使途があるわけですが、しかしながら、これは例えば幸田町の財政計画、ローリングプランの中でやっていくべき当然の事業をふるさと寄附金の使途に充当しているということを言わざるを得ないわけであります。そこで、やはりふるさと寄附金を当てにしないで、本来幸田町がやらなければならないこの事業、そういうのをきちんと当てながら、なおかつふるさと寄附金はきちんと違うところで潤いのあるまちづくりをするための施策としてやっていく、そういうものにはできないのかということをございますが、その点について伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） ふるさと寄附金の使途の明確化と配分についてということで御質問いただいております。

この内容につきましては、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、施策の成果にも記載をしている状況でございますが、申込みをしていただいたときに希望の使途8項目から寄附受付の際に寄附者の希望された使い道への寄附額を7つの事業に充当しております。1つ目が安全・安心に関する事業、2つ目が環境に関する事業、3つ目が産業振興に関する事業、4つ目が健康・福祉に関する事業、5つ目が教育・文化に関する事業、6つ目が共同・参画に関する事業、7つ目が令和2年度から新たに設けました新型コロナ対策支援で、それ以外に8つ目としまして、特に指定のない場合でございますが、町長が必要と認める事業ということで、こちらのほうは案分をしている状況でございます。

幸田町のふるさと寄附でございますが、具体的な事業に対してという寄附になっていない状況でございますので、大きな事業枠の中での充当となっているのが現状でございます。他の市町を参考にいたしますと、新潟県の燕市でございますけれども、例えば子どもから高齢者までが集うスポーツ施設の整備をプロジェクトに掲げ、2022年度、約2年半の間になりますけれども2022年度までに50億円を目標額にスポーツ施設の整備のために寄附を募るといったようなことですか、また兵庫県の洲本市では、道の駅を高田屋嘉兵衛公園内に整備というプロジェクトを掲げ、2023年度、約2年間ですけれども、までに公園整備費用15億円を目標にという明確な寄附の使い道、クラ

ウドファンディングで長期間のふるさと寄附金の募集を行っているという自治体もございます。こういった自治体の事例を参考にいたしまして、幸田町も大きな事業の枠の中への充当ということではなく、具体的な使い道ということで事業に充てるということで、今後こういった大型事業についての目標額を設定し取り組んでいくことも必要ではないかというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） まさに先ほど言われました燕市のように、プロジェクトを組んで本当に住民がこういうことが必要だという、そういうことを通常の一般会計ベースで行えない事業をやっていくということがやはり本来ではなかろうかと思うわけですね。通常の一般会計ベースは、本当にふるさと寄附金を当てにしない、その分を粛々と実施をしていく、そういうのがやっぱり本当の財政運営ではなかろうかなというふうに思いますので、その辺のこれからのふるさと寄附金の使途、そういうのをどういうふうに取り組んでいくのかということをしちんとやっていただきたいというふうに、このことを指摘したいと思います。

次に、不用額につきまして昨年も指摘をしてまいりました。今回も14億という不用額が捻出されております。総務費におきましては3億8,000万ですね、約4億近い。民生費が3億3,402万円、土木費が1億3,533万円、教育費が2億6,916万円ということで、約11億円がこの4事業の中で不用額として出されてきているわけがあります。ですから、やはりこうした予算を的確に出していくという、そういうこともきちんとやっていかないと行き当たりばったりとは言いませんけれども、やっぱり本当に予算の把握というのはきちんとやっていくべきだというふうに思うわけがありますので、その辺について多い訳についてお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 令和2年度の一般会計歳出決算におきます不用額ですが、前年度と比べまして2億2,768万2,000円、19.3%の増となっており、14億529万5,000円という状況になっております。予算の執行率は、前年度92.6%に対しまして0.4ポイント微減ではありますが、前年度並みの92.2%でございました。

令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業などにより、予算規模自体が194億円から239億円へと拡大をいたしました。その分不用額も増加したものであると考えられますが、約14億円という多額の不用額が発生したということは事実でございまして、予算編成また執行管理に改善の余地があったというところは認めるところでございまして、しっかりと反省をしてまいりたいと思います。また原因を分析しまして、可能な限りの改善に今後も努めてまいりたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 本当に最近不用額が多いという中で、きちんとした予算把握をしながら、そして必要なところに必要な経費を充てながら、そして住民サービスに努めていただきたいと思います。

次に、高校生の通院医療費無料化に向けたシステム改修についてお伺いしたいと思

ます。

令和2年度におきましてシステム改修が行われたのは、高校生の通院医療費無料化を実施をするためということでありました。ところが、聞くところによりますと、岡崎市がやらないとやれないというようなことを聞いたわけでございますけれども、これは町長の公約でもあります。私も一般質問で何度も取り上げてきた経過があるわけですが、幸田町単独でも、やはりきちんとこれができるようにやるべきだというふうに思うわけでありまして、この点について来年度当初からやる計画が本当にあるかないかお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 高校生通院の医療費無償化に向けたシステム改修の御質問でございます。

令和2年度、昨年度におきましては、高校生の入院の医療費無償化を進めてきております。その年の9月診療分以降、助成を開始しているところでございます。今回の通院医療費の無償化に向けて、新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策、この一つとして補正予算をお認めいただき、令和4年度を視野に入院医療費無償化のシステム改修に合わせて通院分についてもシステム改修をもう既に済ませているということでございます。その後、岡崎市医師会、岡崎市との調整の中で、岡崎市医師会からは入院医療費無償化と同じく岡崎市と歩調を合わせてほしいとの考え方があったため、昨年度から岡崎市と度々調整を重ねてまいりましたが、岡崎市自身としては費用負担が大きい等々の観点から、現時点では困難であるとの回答を得ております。今後も、町としましては引き続き岡崎市と調整を重ねていく、一緒に無償化を進めたいという考え方でございます。

しかしながら、令和4年度実施に向けては、現時点では難しい状況となっております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 幸田町の政策として、町長の公約として任期中に通院医療費無料化、これを実施をするよというようなことでありました。そういうことを考えますと、別に岡崎市と協調してきた、そういう経過はないわけでありまして、ですので、例えばやるとしたら償還払いでもいいわけですよ。ですので、やはり高校生の通院医療費無料化は町の政策としてやるならば、別に岡崎市と調整する必要はないわけでありまして、ただ窓口で無料化が図られる、そのためには医師会との調整もあるかもしれませんが、しかしながら政策としてやるならば、なぜ単独でやれないのかということでありまして、その点について岡崎市の顔色を見ることなくやるべきだというふうに思うわけですが、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 公約という観点もそうですけれども、高校生までの助成の通院ですか、これについては何らかの形で無償化につなげたいとは思っております。先ほど来お話がありましたように、全ての件について岡崎市、岡崎市医師会との交渉が大前提ということではありませんけれども、今回のコロナ対策もそうでありまして、また藤田医科大学病院との運営についてもそうでありまして、様々な形で協調は必要だと思っております。ただし、私は、前の市長さんの代から自分としては進めたいという

案件であるということで、今、お話がありましたように何とか単独で進めてもいいような条件といたしますか、もちろん医師会とかいうところがかなり壁ではあるわけですが、自分の志としてはそういう調整を新しい市長さんのもとにも行って、何とか幸田はこうしていきたいなという話は努めていきたいと思っております。何とか予算に反映できるように頑張りたいと思います。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） ぜひ、高校生の通院医療費無料化、これを町単独でも実現できるように、来年度からの予算編成に反映できるように前向きに取り組んでいただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第1号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第2号から認定議案第9号の質疑を行います。

以上の8件は、通告なしであります。

以上で、認定議案第2号から認定議案第9号の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結します。

ただいま一括議題となっております第39号議案から第51号議案までの13件は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

各常任委員会委員長は、ただいま付託しました議案の審査結果を、来る9月29日までに取りまとめ、9月30日の本会議で報告願います。

委員会の会議場は、お手元に配付のとおりですので、よろしく願います。

日程第3

○議長（足立初雄君） 日程第3、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております認定議案第1号から認定議案第9号までの9件は、内容も非常に多岐にわたっておりますので、慎重審議を期するため決算特別委員会を設置し、これに付託し、委員の定数は議長を除く14人としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、令和2年度決算認定の9件は、議員14名を決算特別委員会委員に選任し、付託することに決定しました。

ただいま設置された決算特別委員会は、委員会条例第9条の規定により、委員長の互選をお願いします。

委員長の互選は、9月16日、木曜日、午前9時より議場においてお願いします。

なお、委員長の互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員であります11番、都築一三君にお願いします。

審査の結果は、9月29日までに取りまとめ、来る9月30日の本会議で報告願います。

ここで、日程変更について、お諮りいたします。

お手元に配付の会期日程は、9月14日は本会議となっておりますが、質疑は本日で全て終了しました。

よって、9月14日の本会議は休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、9月14日の本会議は、休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日はこれにて散会といたします。

散会 午後 2時47分

○議長(足立初雄君) 次回は9月30日、木曜日、午前9時から会議を再開いたしますので、よろしくお願ひいたします。

本日は、長時間、御苦勞さまでした。